

今月の主な内容

令和6年度 当初予算	2	人権シリーズ	22
世羅町役場職員配置表	4	町長室	24
国民年金保険料のお知らせ	8	情報BOX	38
世羅町外出支援事業	12	はじめてのおたんじょうび	42

令和6年度 当初予算

百花繚乱

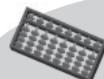
全ての世代が安心して 住み続けられる世羅のまち

令和6年度の世羅町の予算が決定しました。

全ての会計の当初予算総額は179億7,809万2千円で、前年度より8億3,385万3千円(4.9%)の増額となりました。

一般会計予算の概要

令和6年度の一般会計予算額
124億1,200万円 (5.9%増)

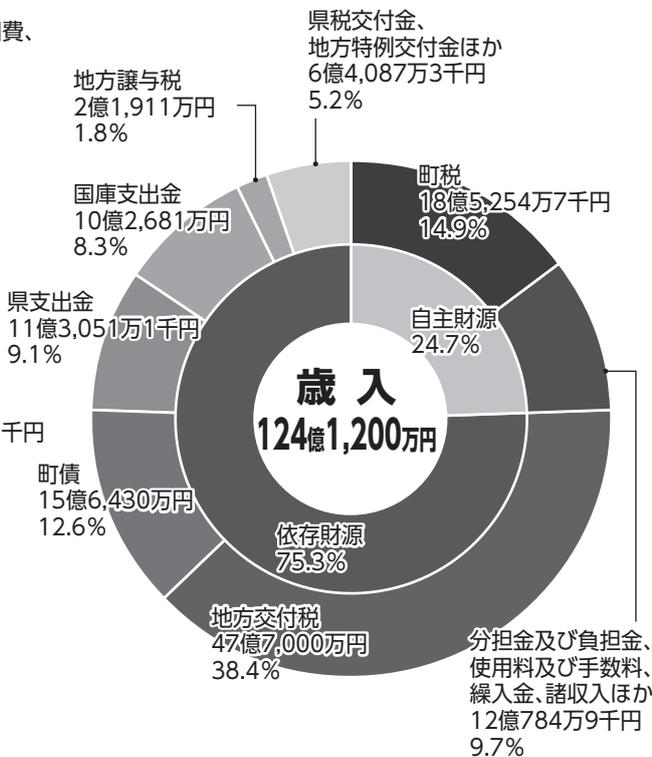
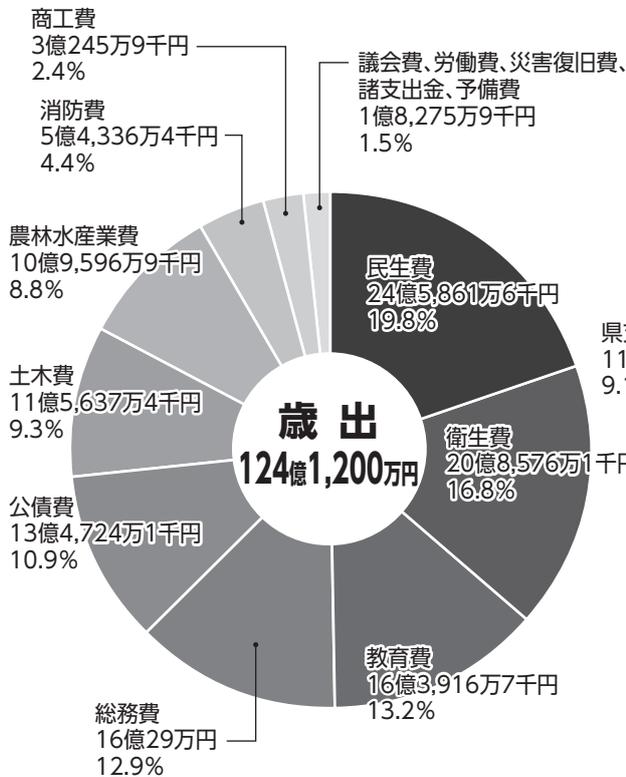


町民 1人当たりの税金負担額は…

122,482円

(一般会計の町税歳入予算額÷人口※)

※令和2年国勢調査人口 15,125人



※構成比は、表示単位未満の数値を四捨五入しているため、その合計は100%にならない、又は一致しないことがあります。

特別会計・公営企業会計の予算額

特別会計	予算額	公営企業会計	予算額
国民健康保険事業特別会計	18億3,499万6千円	公共下水道事業会計	5億2,593万円
後期高齢者医療制度特別会計	6億5,807万7千円		
介護保険事業特別会計	25億3,767万7千円		
介護サービス事業特別会計	941万2千円		

令和6年度の特別会計等(5会計) 予算合計額
55億6,609万2千円 (2.6%増)



せら坊©世羅町

※令和5年度は特別会計が5会計でしたが、農業集落排水事業特別会計は令和6年度から公営企業法を適用し、公営企業会計となるため、特別会計は4会計となります。

主要事業とその予算額

健幸づくり

—安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくり—

★病児保育事業	1,814万7千円
★保育料全額補助事業	2,425万4千円
★認知機能検査システム導入事業	44万円

安全安心づくり

—快適で安全な暮らしを支える確かな基盤のまちづくり—

★家庭用LED照明器具等買替補助事業	180万円
★生ごみ処理機等購入補助事業	42万円
★立地適正化計画策定事業	700万円

ものづくり

—ひととしごとの活力があふれる産業のまちづくり—

★農林業振興対策事業	3,500万円
★魅力ある観光地づくり事業	655万円
★インバウンド推進事業	370万円

地域づくり

—地域とまちの未来を創る協働のまちづくり—

★元気な地域づくり応援事業	158万5千円
★地域おこし協力隊活用事業	1,609万4千円
★自治振興交付金事業	2,098万円

人づくり

—豊かな心を育む教育・文化のまちづくり—

★学校給食センター整備事業	8億3,569万5千円
★読書活動推進事業	894万3千円
★コウノトリの個体保護事業	43万9千円

合併20周年事業

★合併20周年記念式典	600万円
★合併20周年記念事業補助金	400万円
★キャラクター及び着ぐるみ制作業務	174万2千円

予算の使い道

国民 1人あたりに使われる予算は…

820,628円

(一般会計の歳出予算額÷人口※)
※令和2年国勢調査人口 15,125人

高齢者、児童福祉等に 162,553円 	医療やゴミ処理等に 137,902円 	学校、社会教育等に 108,375円 	自治センター運営や 情報通信サービス等に 105,804円 	借入金の返済のために 89,074円 
道路や河川の整備等に 76,454円 	農林業の振興に 72,461円 	消防活動や防災のために 35,925円 	商工業・観光業の振興に 19,997円 	議会費等に 12,083円 

令和6年度一般会計当初予算は、124億1,200万円となり、令和5年度当初予算と比較して6億9,050万円、5.9%の増加となりました。限られた経営資源を効果的に活用し、効率的な予算執行に努めることで、持続可能で、より良いまちづくりに取り組んでまいります。

「世羅町第2次長期総合計画」につきましては、計画終期の令和7年度末まで残り2年となりました。将来像に掲げております「いつまでも住み続けたい日本のふるさと」の実現に向けて、諸施策を着実に進めてまいります。また、令和8年度を初年度とする次期計画の策定に着手してまいります。

昨年は、町内で県内初のコウノトリの繁殖が確認されました。今年もコウノトリの飛来が見られ、本町が力を入れている子育て支援の取組とともにPRすることで、本町の住みやすさを発信してまいります。

今年10月には、本町が合併して20年の節目を迎えます。町民の皆様とともに明るい将来に向けた次の一歩を踏み出すため、合併20周年記念事業に取り組む、関連事業を応援してまいります。町の発展にご尽力いただいた方々へ感謝しつつ、これまでの歴史を振り返り、次世代に引継ぐべく、一層の活性化に努めてまいります。

【お問合せ先】 財政課 財務係 ☎0847-22-1115

世羅町役場職員配置表

町長 奥田 正和

副町長 金廣 隆徳

教育長 早間 貴之

令和6年4月1日現在

課名	課長	課長補佐・所長	係	係長	係員					
会計課	山崎 誠		出納係	石橋奈三穂	真澄 智子					
総務課	広山 幸治		住田谷 保	総務係	正治 直幸	田口 直美	岡本 章男	圓道 祐弥		
			佐々木朝尉	生活安全係	稲福 純哉	松浦 亮太	早間 美穂			
			課付 森本 健太郎(広島県水道広域連合企業団本部へ派遣) 課付 清水 悠那(広島県後期高齢者医療広域連合へ派遣)							
財政課	矢崎 克生		財務係	中川 聖子	江種 淳	永井 百花				
			管財契約係	吉宗 重洋	田坂 浩樹	谷口 詠音				
企画課	升行 真路		企画係	原 将記	間處 俊彦	佃 公洋	瀬戸 優哉			
			デジタル推進係	原田 雅寛	幣原 有希	久保田匡博				
			地域支援係	藤川 道代	福服 賢一	橘高 宏幸				
税務課	藤井 博美		賦課係	広山 紫文	池田 利香	森政 貴之	栗原 光春	澤井 唯華	細美 圭介	今本 大地
			収納係	宮崎 裕之	谷敷 裕一	鈴木 綾香	後呂 修二	伊藤 瑞稀		
町民課	道添 毅		町民係	原 紀恵	大霜 孝治	真田 雄史	田坂 由希	加藤 志歩	黒木 涼香	
			環境整備係	山田 信夫	是竹美代子	貞光 貴之				
子育て支援課	山名 智並		児童保育係	波田 康範	栗原 正幸	永森 久恵	熊谷 裕子	宗友 香澄	永岡 諒祐	
			子育て支援係	大久保奈美子	升行 淳子	沖田 和之	原田 萌未	市尻 美波		
健康保険課	宮崎 満香		健康増進係	鶴田 千智	高橋 忍	檜原有美子	多治見直子	福原 春菜	田村 理菜	
			保険係	比谷 聡志	福原真理子	本川稚枝子	渡邊 彩織	折重 美咲		
福祉事務所 (福祉課)	小林 英美		生活支援係	梶迫 三賀	中野 伸拓	佐倉 悠希	沖光 晴彦	戸成 友美		
			高齢者地域 包括支援係	和泉美智子	藤井 利幸	栗原 弘美	西内 萌	細美 里彩	藤野 美佑	大山 慧佳
			障害者支援係	山崎 理恵	實久 義一	新谷 愛恵	石田 拓也	爲清 郁美		
産業振興課	垣内 賢司		産業振興係	堂本 直樹	年宗 誠	西内 隆貴	藤川 優貴	雑賀明日菜		
			農林整備係	藤井 俊彦	貞森 直樹	内海 弘俊	迫田 陽一	杉原 千鈴	年宗 彪吾	
			鳥獣被害対策係	浅倉 智治	池野真由美					
商工観光課	山口 徹		商工振興係	宮丸 尚大	小島 純生	馬地 萌美				
			観光振興係	飯塚 安生	亀迫 正樹	前 実采				
建設課	福本 宏道		管理係	石岡 一光	黒木 克彦	松本まりえ	横田 康之	橋本 恭尚	上中谷 徹	三宅 康徳
			建設係	高橋 忍	松田 直也	安井 直美	中土 朋哉			
上下水道課	市尻 孝志		上下水道係	向原 孝樹	小林 達也	楠木 伸嘉	三宅 怜奈			

せらにし支所	前川 弘樹									
生活課		兼)前川弘樹	生活係	福田しのぶ	掛 英樹	谷矢 功	今井由香里	河野由佳利	長岡 弘明	青田 莉菜

議会事務局	黒木 康範		庶務係	兼)黒木康範	追林 威宏					
選挙管理委員会事務局	併)広山幸治		選挙係	併)正治直幸	併)福田しのぶ	併)田口直美	併)岡本章男			
農業委員会事務局	併)垣内賢司		農地係	城西 隆志	鶴田 知子	併)掛 英樹				
監査事務局	併)黒木康範				併)追林威宏					

いお保育所		宮本 英明		波田 美子	上久保理恵	沖永めぐみ	今井 由佳			
にしおた保育所		増谷 和子		佃 訓枝	亀迫 梢	福原 裕文	西 鮎美			
せらにし保育所		山本奈緒子		稲福 裕子	佐々木美有紀	油井 睦美	靴谷 美月			

<広島県水道広域連合企業団>

課名	課長	課長補佐・所長	係員						
			業務係	係長					
世羅事務所	和泉 秀宣		未盛 正恵	福原 祥弘	奥 美鈴				
			工務維持係	広山 博紀	小池 良和	貞行 雅司	七ッ河研太		

<世羅町教育委員会>

学校教育課	藤原 康治	鶴田 敏治	学校教育係	浅倉 裕貴	津森 佑平	福川 章弘	堀 智史	山下 裕也	深串 一樹	
社会教育課	正田 一志		社会教育係	畠中 准也	林 光輝	於子 卓司	関東 優太	森兼 望		
せらにしタウンセンター					福本 教江					
世羅学校給食センター		黒木 和夫								
せらにし学校給食センター					黒田 具行					

併)：併任 兼)：兼務 派)：派遣 再)：再任用 任)：任用

施設名	館長・所長
せらにしタウンセンター	任)増谷俊之
大田庄歴史館	任)東 博晃
甲山図書館	兼)正田一志
世羅図書館	兼)正田一志
せらにし図書館	兼)正田一志
世羅郷土民俗資料館	兼)正田一志

退職者と採用者

長年お世話になりました。

退職者 3月31日付

- 加藤 芳子 (いお保育所長)
- 竹中 京子 (せらにし保育所係長)
- 森 三枝 (福祉課高齢者地域包括支援係長)
- 荻田 静香 (社会教育課長)
- 渡辺 明美 (子育て支援課子育て支援係長)
- 西村 弥生 (にしおおた保育所主査)
- 児玉真司郎 (町民課環境整備係主任主事)

〔広島県警察へ帰任〕

- 黒田慎太郎 (総務課主幹)

〔広島県教育委員会へ帰任〕

- 平尾 浩一 (学校教育課長)

採用者 4月1日付

- 年宗 彪吾 (産業振興課農林整備係主事)
 - 馬地 萌美 (商工観光課商工振興係主事)
 - 糀谷 美月 (せらにし保育所保育士)
 - 市尻 美波 (子育て支援課子育て支援係管理栄養士)
- 〔広島県警察から転入〕
- 佐々木朝尉 (総務課主幹)
- 〔広島県教育委員会から転入〕
- 藤原 康治 (学校教育課長)

新規採用職員を紹介します

◆年宗 彪吾 (産業振興課)

地元である世羅町に貢献できることを嬉しく思っています。皆様のご期待に応えられるように精一杯がんばります。



◆馬地 萌美 (商工観光課)

地元である世羅町で働けることを嬉しく思います。皆様のお役に立てるように精一杯がんばります。よろしく願います。



◆糀谷 美月 (せらにし保育所)

これまでの保育経験を活かして、精一杯努めて参りたいと思います。世羅町の更なる発展に貢献できるようにがんばります。よろしく願います。



◆市尻 美波 (子育て支援課)

地域の方々に寄り添い、いつまでも住み続けたいまちづくりに貢献できるようにがんばります。よろしく願います。



新型コロナウイルス感染症に関する情報

【公費支援の終了について】

新型コロナウイルス感染症の治療薬や入院医療費については、公費支援が継続されてきましたが、令和6年3月末で公費支援が終了しました。

4月からは、次の表のとおり通常の医療提供体制へ移行しました。

	令和6年3月末まで	4月以降
高額治療薬の薬剤費	高額な治療薬は医療費の自己負担割合に応じて一定額を負担。	・新型コロナウイルス治療薬や入院医療費への公費支援は終了し、医療保険の自己負担割合に応じて負担。 ・他の疾病と同様に、高額療養費制度が適用される（所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱い。）。
入院医療費	自己負担 （高額療養費制度の対象、更に最大1万円減額措置あり。）	

令和6年度の新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンの全額公費による接種は令和6年3月末で終了しました。

令和6年度以降は新型コロナの重症化予防を目的に、次のとおり、対象者を限定した定期接種とすることが国から示されています。

対象者：65歳以上の方及び60～64歳で対象となる方（※）

（※） 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

接種回数・時期：年1回・秋冬

接種費用の自己負担：あり（自己負担額未定）

※令和6年度以降に定期接種以外で接種を希望する方は、任意接種となります。

※これまでに発行した接種券は、4月1日（月）以降は使用できません。

※接種開始時期、自己負担額、接種を受ける場所、予約方法等については、決定次第、お知らせします。

【お問合せ先】 健康保険課 健康増進係 ☎0847-25-0134

国民健康保険の手続について

国民健康保険（国保）への加入・脱退などの手続は、世帯主又は同じ世帯の世帯員による届出が必要です。

- 国保の加入手続が遅れた場合、国保税の納税期間が短期間となり、一度の負担が大きくなる場合があります。
- 国保の喪失手続が遅れた場合、国保税が課税されたままとなり支払の督促なども行われます。また、資格のない保険証で受診すると、誤った給付を受けることになり、ご自身で医療費の清算をしなければなりません。自分の加入している健康保険をしっかりと把握して医療機関等を受診しましょう。
- 国保に加入している人でも健康保険の被扶養者として認定される場合があります。認定基準は健康保険によって異なります。被保険者の勤務先にお問合せください。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなった証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入するとき	職場の健康保険の保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの） 国保の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受け始めたとき	生活保護開始決定通知書、国保の保険証
その他	就学のため別に住所を定めるとき	在学証明書又は学生証

※ 届出には、マイナンバー（個人番号）と本人確認書類が必要です。

世羅町国民健康保険事業特別会計予算について

国民健康保険は、被保険者の皆様に納めていただいた保険税と県からの支出金等をもとに運営しています。

被保険者の皆様には、期限内の納税と、健康診断を年1回は必ず受け、異常が発見された場合は早めに再検査や受診をいただくなど、国保の健全な運営に引き続きご理解とご協力をお願いします。

令和6年度 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
国民健康保険税	351,933	総務費	44,520
県支出金	1,334,413	保険給付費	1,249,460
繰入金	147,528	事業費納付金	474,165
諸収入その他	1,122	保健事業費	59,957
		諸支出金その他	6,894
合 計	1,834,996	合 計	1,834,996

国民年金保険料のお知らせ

★国民年金保険料

令和6年度の国民年金保険料額は、**月額16,980円**です。

保険料は、日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の「納付書」で、翌月末日までに金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。また、Pay-easy（ペイジー）^(注)でも納付できます。

(注) Pay-easy（ペイジー）は、お持ちのスマートフォンやパソコンで、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付ができ、手数料も無料で便利です。

(保険料は、2年を過ぎると納められなくなりますので、ご注意ください。)

なお、口座振替、クレジットカードによる納付もできます。ご希望の方は年金事務所へお問合せください。

前納制度のご利用は、大変お得です。

令和6年度 国民年金保険料額 早割り・前納額 ()は割引額

		1か月早割	6か月前納	1年前納	2年前納
保険料額	口座振替の場合	16,920円 (60円)	100,720円 (1,160円)	199,490円 (4,270円)	397,290円 (16,590円)
	現金納付の場合	—	101,050円 (830円)	200,140円 (3,620円)	398,590円 (15,290円)

※口座振替・クレジットカードによる令和6年4月からの前納（2年・1年・6か月）の新規申込みは終了しました。前納の納付書の発行は、三原年金事務所までお問合せください。

なお、令和6年4月から令和7年3月までの前納期限は4月30日です。

クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額になります。

★国民年金保険料学生納付特例制度・申請のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

適用を希望される方は、学生証の写し又は在学証明書を添えて申請してください。承認期間は、4月から翌年3月の1年間です。（※20歳になった年度は、誕生月から当年度3月までが承認期間です）

学生納付特例制度に基づき令和5年度に保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も引き続き在学予定の方へは、日本年金機構から、4月中にハガキ形式の申請書が送付されます。同一の学校に在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送することで令和6年度の申請ができます（この場合、学生証の写し又は在学証明書の添付は不要です。）。

なお、学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

【お問合せ先】 日本年金機構 三原年金事務所 ☎0848-63-4111

※音声案内番号2⇒2

町民課 町民係 ☎0847-22-5302

せらにし支所 生活課 ☎0847-37-2111

救急車を呼ぶ？病院へ行く？ 迷ったときは#7119へ相談

#7119って何？

急な病気やケガで「救急車を呼んだ方が良いのか」「すぐに病院に行った方が良いのか」等判断に迷ったときは、#7119（救急相談センター）へ相談してください。

電話相談を通じて、病気やケガの症状を把握した上で、看護師等が24時間体制でアドバイスをします。

■電話番号 #7119（つながらない場合は☎082-246-2000）

■対応できない相談

健康相談、セカンドオピニオンに関すること、医薬品情報に関すること、育児・介護の相談など。

こんなときは迷わず119番へ

次のような症状のときは、ためらわず119番へ通報してください。

- 意識がない、ろれつがまわらない。
- 突然、片方の手足に力が入らなくなる。
- 急な息切れや呼吸困難、胸の締め付け、激しい頭痛
- 多量の出血を伴うケガ

子どもの救急電話相談は#8000へ

夜間に子どもが急病になったときの判断に迷ったときは、#8000（又は082-555-8870）へ相談してください（19時～翌朝8時）。

【お問合せ先】健康保険課 健康増進係 ☎0848-25-0134

指定管理者の指定について

令和6年4月1日以降の指定管理者を次のとおり指定しました。

施設及び指定管理者一覧

施設名	指定管理者	指定期間
せら農業公園 (ファーマーズマーケットを除く。)	株式会社セラアグリパーク	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
世羅町権現山農村公園	株式会社セラアグリパーク	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
広島県立せら県民公園	株式会社セラアグリパーク	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
せら農業公園 ファーマーズマーケット	協同組合夢高原市場	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
せら香遊ランド	有限会社ジャパングリーンサービス	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日
道の駅世羅	一般社団法人世羅町観光協会	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
甲山総合交流ターミナル	協同組合甲山いきいき村	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日
世羅町ふれあい市場 (大見ふれあい市場)	大見ふれあい市場企業組合	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日
世羅町ふれあい市場 (せらにし特産品センター)	特産品センターかめりあ	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日

【お問合せ先】商工観光課 観光振興係 ☎0847-22-3216



たすきでつなく 世羅の“食”

たすきのしく食べよう！
たすきすんでつくろう！
たすきせつを感じる世羅の“食”

～わたしからあなたへ おとなから子どもへ つくる人から食べる人へ～ 世羅の「食」を“たすき”でつなごう

食生活改善推進員おすすめレシピ

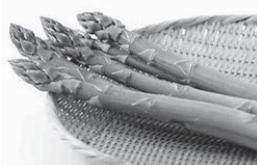
アスパラガスのナムル

■材料（4人分）

アスパラガス	90g
にんじん	30g
もやし	120g
ハム	50g
砂糖	小さじ2
薄口しょうゆ	小さじ2・1/2
酢	小さじ1
ごま油	小さじ1
白ごま	小さじ1



今月の世羅の食材【アスパラガス】



アスパラガスはアスパラギン酸というアミノ酸が含まれているのが特徴です。このアスパラギン酸は、疲労回復や体力増強に役立ちます。

また、穂先に含まれる成分は血管を強くする働きがあり、動脈硬化や高血圧を防ぐ効果があると考えられています。

■つくり方

- ①アスパラガスは斜め1.5cm幅、にんじんとハムは短冊に切る。
- ②アスパラガス、にんじん、もやしを茹で、水気を切っておく。
- ③白ごま以外の調味料をあわせておく。
- ④③に②とハムを加え、混ぜあわせる。
- ⑤最後に白ごまを振って出来上がり。

【1人分栄養量】エネルギー56kcal 塩分0.9g

◆掲載している料理の作り方を5月6日～5月12日に、ケーブルテレビで放映します。是非ご覧ください。



けんこう保っと情報



5月12日は看護の日

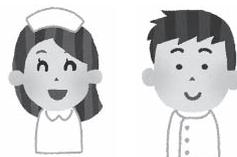
毎年5月12日は「看護の日」です。看護の心・ケアの心・助け合いの心は今後の少子高齢社会を支えていくために大切です。こうした心の認知・普及のため、近代看護を築いたフローレンス・ナイチンゲールの誕生日にちなんで、旧厚生省により1990年に制定されました。



看護の心をみんなの心に
5月12日は
看護の日

びんご看護ネットをご活用ください♪

看護職員をめざす方を対象にした「びんご看護ネット」ホームページ内には、備後圏域の看護職員養成施設情報や先輩看護師の声、看護師になるための学費支援、看護職の復職支援情報などが掲載されています。



【びんご看護ネットはこちらから】⇒



健幸セミナーのご案内

今回の健幸セミナーでは、正しい歩き方や運動効果を高めるウォーキング法をお伝えします。
初夏のさわやかな風と新緑を楽しみながら、一緒に体を動かしましょう！

日時：5月22日（水）13時30分～15時30分

会場：西大田自治センター（大字重永62番地）

内容：「ウォーキング講座 ～自然を感じながら楽しく歩こう～」

講師：健康運動指導士 鮎本 英治 先生

持参物：水分補給のための飲物・タオル



【お問合せ先】 健康保険課 健康増進係 ☎0847-25-0134

地域包括支援センターだより

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口です。介護予防や制度等の情報をお伝えします。

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口を担う機関として、全国各地に設置されています。
世羅町では町の直営として運営されており、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーが所属しています。

高齢者に関する相談・訪問対応や介護予防、介護保険に関すること、認知症施策、支え合いの推進、医療と介護の連携等を行います。

例えば次のようなことが相談できます。

同居している家族に介護が必要。
でもどんなサービスを利用できるかわからない・・・。



外出の機会が減っている。
何か教室や運動に参加したい！



家族の物忘れが気になる。
どう対応すれば良いのだろう？



近所の高齢者宅から怒鳴り声がする。
高齢者の方が心配・・・。



相談には専門職が対応します。お気軽にご相談ください。

地域型支援センターさくら

地域型支援センターさくらは高齢者のより身近な相談窓口として訪問活動や家族介護教室等を行っています。

家族介護教室について

高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的に家族介護教室を開催しています。

【対象者】

世羅町内に居住する在宅で高齢者を介護している家族の方

【お問合せ先】 福祉課 高齢者地域包括支援係 ☎0847-25-0072

地域型支援センターさくら ☎0847-22-5147（甲山・世羅地区）

☎0847-37-1335（世羅西地区）

世羅町外出支援事業 ～『せらたすき一券』について～

世羅町では高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で生活することを支援するために、外出支援事業として「せらたすき一券」を交付しています。

対象者

世羅町に住所を有し、居住している方で、次のいずれかに該当する方

1. 介護保険の要介護「1～5」の認定を受けている方
2. 身体障害者手帳「1級、2級、3級」をお持ちの方
3. 療育手帳「㉔、A、㉖」をお持ちの方
4. 精神障害者保健福祉手帳「1級、2級」をお持ちの方
5. 満65歳以上で、世羅警察署等へ有効期限内の運転免許証を返納し、「運転免許の取消通知書」等の交付を受けた方
6. 満75歳以上の一人暮らしで、申請時点で運転免許証をお持ちでない方（運転免許失効者含む）

※介護施設に入所中の方は対象になりません。ただし、ケアハウス入所中の方は対象になります。



令和6年度は水色のチケットです。

申請方法

せらたすき一券の交付を受けるためには申請が必要です。次のものをご持参の上、申請してください。

○対象者であることがわかるもの（該当するもの。）。

- ・介護保険証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・運転免許の取消通知書 ・運転経歴証明書

○本人確認（代理の方は、代理人の本人確認）ができるもの。

顔写真付き身分証明書をお持ちでない方は、医療保険証や介護保険証等、本人確認ができるものを2点ご持参ください。

利用方法

- ・券は1回の乗車につき、複数枚利用できます。ただし、お釣りはできませんので端数は現金でお支払ください。
- ・運転免許証返納により交付を受けた方は、生計を一にする同居の親族で運転免許証を持たない方も利用できます。

路線バスの利用方法

- ・世羅町内で乗車又は降車する場合に限り利用できます（高速バス対象外）。
- ・路線バス降車時、運賃を支払う際にせらたすき一券でお支払ください。券は1回の乗車につき、複数枚利用できます。ただし、お釣りはできませんので端数は現金でお支払ください。

町外福祉タクシー・介護タクシーの利用方法

1. 現金で乗車料を支払、領収書を受取ります（せらたすき一券は利用できません。）。
2. 福祉課又はせらにし支所生活課へ領収書、せらたすき一券、対象者の通帳、印鑑をご持参いただき、必要事項を申請書に記載します。
利用金額分のせらたすき一券を回収します。
3. 審査後、対象者の口座へせらたすき一券利用分の金額をお振込みします。

※町内の福祉タクシーを利用の場合は、せらたすき一券でお支払できます。

せらたすきー券が利用できるタクシー会社

- ・世羅交通 ☎0847-22-5588
- ・備三タクシー ☎0847-22-5400
- ・三川タクシー ☎0847-24-0511
- ・三原交通 ☎0847-22-0771
- ・十番交通 ☎0824-43-2010
- ・せらまちタクシー（デマンドタクシー） ☎0847-25-5050

自治センターからの運行

- ・津名自治センター（ふれあい号） ☎0847-39-1047
- ・黒川自治センター（つながり号） ☎0847-37-2117

利用可能なバス路線

- 中国バス
 - ・尾道駅前線（世羅⇄尾道） ・三原駅前線（世羅⇄三原） ・甲山三次線（世羅⇄三次）
- 芸陽バス
 - ・河内駅線（世羅⇄東広島）
- 十番交通
 - ・下津田線（世羅⇄三次）

申請先

福祉課（世羅保健福祉センター内） せらにし支所生活課

【お問合せ先】 福祉課 高齢者地域包括支援係 ☎0847-25-0072

障害児・者つうしん

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されました！

これにより、ボランティア団体や個人事業主等を含めた事業者による合理的配慮※の提供が義務化されました。

※合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

社会的バリアを 取り除くための申出

～できなくて困っています。



～だと
助かります。

建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ
て、共に対処策を検討
【対応の例】筆談、読み上げ、
代筆、タブレット型端末の利用、
介助等

～することで
いかがでしょうか。



合理的配慮 の提供

～をお手伝い
しましょう！



障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現に向けて、どのような取組みができるか、皆で考えていきましょう。

もっと詳しく知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

障害者差別解消法により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明されていますので、参考にしてください。



【お問合せ先】 福祉課 障害者支援係 ☎0847-25-0072



病児保育事業のご案内

「子どもが病気、でも・・・」
こんな時に！



病児保育事業とは、お子さんの病気や体調不良等で保育所・認定こども園・小学校・放課後児童クラブ等の利用ができない場合、保護者が就労等の理由により、家庭での育児が困難な時に、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

現在、認定こども園において、体調不良のお子さんを施設内でお預かりする事業を実施されています。令和6年4月から、対象児童を拡大するとともに、病気の回復期等でもお預かりすることができる、病児保育事業を公立世羅中央病院内で実施します。

対象児童	世羅町に居住する 生後3か月から小学6年生までの児童 ※広島広域都市圏に居住する方も利用することが可能です。
-------------	--

利用までの手順

- ① 利用登録（登録料は無料）**
 お預かりするお子さんの健康に関する状況を把握するため、**利用希望日までに利用登録を**お願いします。
 ※利用登録は、子育て支援課又は公立世羅中央病院（経営企画課）へ「病児保育事業利用登録申請書兼登録票」の提出をお願いします。
 ※登録期間は、最長でその年度末までとなります。翌年度も利用を希望される場合は再度登録をお願いします。
- ② 利用予約**
 公立世羅中央病院 事務局に電話予約
 ☎0847-22-2577
- ③ 医療機関受診**
 「診療情報連絡票」を医師に書いてもらい、利用の適否を受ける。
- ④ 利用当日**
 利用申込書及び児童の保育に必要なものをご持参ください。

【利用料金】

	5時間以内	5時間を超える場合
生活保護世帯	0円	0円
町民税非課税世帯	100円	200円
町民税課税世帯	500円	1,000円
町外利用世帯	1,000円	2,000円

【受付時間】

平日（月曜日～金曜日）8時から17時
 （当日の最終受付は16時まで。）
 ※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。
 ※キャンセルの場合は、わかり次第すみやかにご連絡ください。

- 病児保育終了時に、利用料金のお支払をお願いします。
- 緊急時は病院受診する場合があります。その際の医療費等は保護者負担になります。
 また、病児保育事業を実施するに当たり実費（食事、おむつ・着替え等）が発生した場
 合については、保護者負担をお願いします。
- 利用している施設内で体調が悪化し、病児保育事業を利用する場合に、病児保育室の保育士・看護師等がお迎えにいく送迎対応を合わせて実施します。



【お問合せ先】	
・世羅町 子育て支援課	☎0847-25-0295
・公立世羅中央病院 事務局	☎0847-22-2577



世羅町在宅子育てサポート事業 すくすく子育てすまいるプラン

世羅町では、在宅で子育てを行う保護者が、時間と気持ちにゆとりを持ち、笑顔で楽しく子育てができること、親子の絆を深めることを目的として、町内店舗等を利用した費用又は商品を購入した費用のうち20,000円分を助成します。

対象者

世羅町に住所があり居住している未就学児のうち、保育所や認定こども園等に在籍していない児童を家庭で養育されている保護者（養育者）

助成額

児童1人当たり20,000円（1回のみ助成）

対象期間

4月1日～令和7年3月31日（又は入所、入園日の前日まで）



すくすく子育てすまいるプランについて
せら坊©世羅町



プラン名	利用範囲	利用回数
① 子どもの記念日パーティープラン	町内飲食店のサービス利用（テイクアウト可）※アルコール類は不可	1回のみ
② 記念写真プラン	町内写真館の撮影等のサービス利用・取扱っている商品購入	複数回
③ お預かりプラン	町内保育施設の一時的預かり利用 世羅中央病院内の病児保育の利用 ファミリー・サポート・センターの利用	複数回
④ マッサージプラン	町内接骨院、整骨院、整体院、ヨガ&フィットネスのサービス利用・取扱っている商品購入	複数回
⑤ ビューティープラン	町内美容室・理容室・ネイルサロンのサービス利用・取扱っている商品購入	複数回
⑥ 子育てグッズプラン	町内業者又は生協ひろしまで取扱っている紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・お尻ふき・トイレトレーニングパンツ・ミルク・離乳食の購入	複数回

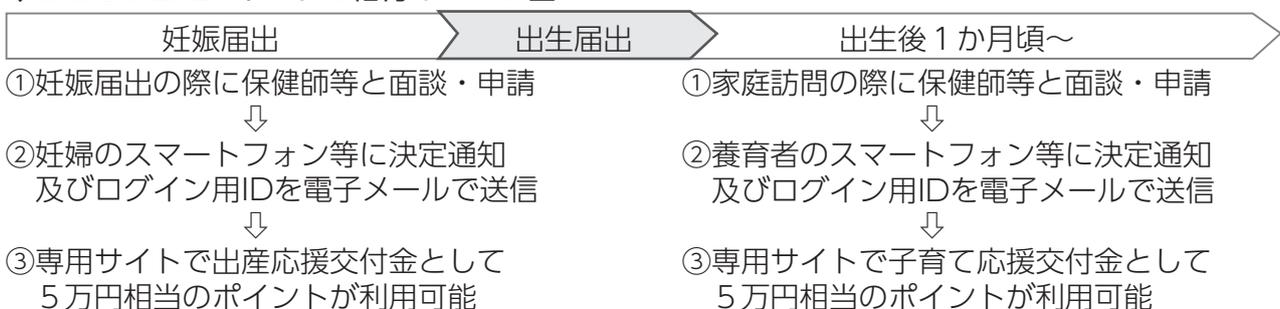
ひろしまBABYギフト

令和6年4月1日から、世羅町はこれまで現金給付をしていた出産・子育て応援交付金を「ひろしまBABYギフト」に変更し、子育て用品交換サイトで使用できる合計10万円相当のポイント申請者の方に給付します。

◆ひろしまBABYギフトの給付対象者と給付金額

- ・世羅町に住民票がある、妊娠届出をした妊婦の方：ポイント5万円相当
- ・世羅町で出生した児の養育者の方：ポイント5万円相当

◆ひろしまBABYギフトの給付イメージ図



- ★ネット上のカタログに掲載された商品を選んで購入できます。
- ★商品だけでなく、ベビーシッターや家事代行サービス等も購入できます。
- ★ログイン用IDの有効期限は、申請から1年間です。



【お問合せ先】

子育て支援課（子育て世代包括支援センターだっこ） ☎0847-25-0295

児童扶養手当額について～令和6年4月分からの支給額が変わります～

【手当の月額】（手当支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月）

全部支給		
区分	改定前	改定後
児童1人	44,140円	45,500円
児童2人目加算額	10,420円	10,750円
児童3人目以降の加算額	6,250円	6,450円
一部支給		
区分	改定前	改定後
児童1人	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円
児童2人目加算額	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円
児童3人目以降の加算額	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円

※「一部支給」の額は、所得に応じた額となります。

【受給資格】

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童（一定の障害があるときは20歳未満）を監護する父母又は養育者に支給されます（所得要件があります。）。ただし、父又は養育者については、児童と同一生計の場合に限ります。

【対象児童】

- ・父母が婚姻（又は事実婚）を解消した児童
- ・父又は母が重度の障害にある児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父・母とも不明である児童

【お問合せ先】 子育て支援課 児童保育係 ☎0847-25-0295

手当額の改定について～令和6年4月分からの支給額が変わります～

特別児童扶養手当

【手当の月額】（手当支給月 4月・8月・11月）

	改定前	改定後
1級（重度）該当の場合	53,700円	55,350円
2級（中度）該当の場合	35,760円	36,860円

【対象】

重度・中度の身体、知的又は精神及び発達障害により、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

障害児福祉手当

【手当の月額】（手当支給月 5月・8月・11月・2月）

改定前	改定後
15,220円	15,690円

【対象】

重度の身体、知的又は精神の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

特別障害者手当

【手当の月額】（手当支給月 5月・8月・11月・2月）

改定前	改定後
27,980円	28,840円

【対象】

著しく重度の身体、知的又は精神の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。

※原爆介護手当を受けているときには、手当額が変わる場合があります。

支給にはいくつかの要件があります。詳細はお問合せください。

【お問合せ先】 福祉課 障害者支援係 ☎0847-25-0072

5月12日～18日は「民生委員・児童委員の日」活動強化週間です。

～支え合う 住みよい社会 地域から～

民生委員・児童委員とは

安心して生活できる地域をつくるボランティアです。

民生委員は地域の推薦会で推薦され、国から依頼される地域の役割のひとつです（厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員）。担当する地域が決められており、地域のいろいろな人たちと関わりながら活動を行っています。

また、民生委員は子どもや子育ての困りごとの相談に応じる児童委員でもあります。そして民生委員・児童委員には、特に子どもに関する事を専門とする、主任児童委員という役割を持つ委員もおられます。



民生委員児童委員は
あなたの相談相手です

民生委員・児童委員は

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。

相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、関係行政機関とのつなぎ役になります。

生活上の心配ごとと困りごとをご相談ください。相談内容の秘密は守ります。

【お問合せ先】 福祉課 生活支援係 ☎0847-25-0072
せらにし支所 生活課 ☎0847-37-2111

民生委員・児童委員の委嘱

次の方が厚生労働大臣から民生委員・児童委員に委嘱されました。

委員氏名：柴田^{しばた}好^{このみ} 担当地域：大字安田（郷安田2班・3班・4班、上戸張・下戸張）

【お問合せ先】 福祉課 生活支援係 ☎0847-25-0072

家庭用LED照明器具等買替補助金について

家庭における二酸化炭素排出量削減に向けて、LED照明器具又はLED電球への買替促進及び環境意識の向上を図るため、LED照明器具等を買替えられた場合に経費の一部を補助します。

●受付期間

4月22日（月）～令和7年2月28日（金）

- ※「世羅町家庭用LED照明器具等買替補助金交付申請書兼請求書」に必要な書類を添えて提出してください。
- ※補助金（予算）には限りがあり、予算額に達した時点で補助を終了します。予算額に達しない場合でも、受付期限がありますのでご了承ください。

●受付場所

町民課環境整備係又はせらにし支所で受付します。なお、用紙はホームページからダウンロードできます。

●補助対象事業

- ・町内の販売店で購入した新品のものであること。
- ・屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の持ち運ぶことができるものを除く。）であること。
- ・家庭用の照明器具及び電球であること。
- ・合計購入金額が4,000円以上であること。
- ・令和6年4月1日から令和7年2月28日の間に購入したもの（設置工事を行う場合は、購入し、設置工事が完了したものに限る。）であること。
- ・LED照明器具等以外の白熱灯及び蛍光灯の照明器具又は電球から買替を目的として購入したものであること。

●補助金額

補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額）とし、1万円を上限額とします。

※補助金の交付は1世帯につき1回までです。町税等に滞納がない方が対象です。

なお、補助対象経費は事業に係る購入費及び設置工事費とし、配送費や処分費は除きます。

【お問合せ先】 町民課 環境整備係 ☎0847-22-4513



世羅町ホームページ

「元気な地域づくり応援事業」 実施報告

町では、地域づくりを支援する「元気な地域づくり応援事業」を実施しています。昨年度も、住民の皆様から地域の取組（プロジェクト）の提案を受け、企業や個人のふるさと納税を募り、支援を行いました。

令和5年度実施の事業を紹介します。

津久志をもっと知って！ 天然芝でイベントをやるうプロジェクト

【キーワード「天然芝」】

実施団体：津久志地区振興会連絡協議会

事業費：667,709円、補助金額：665,000円

【事業内容】

令和5年7月23日（日）に津久志自治センター芝生広場において「津久志サッカー教室&第1回津久志カップ」を開催しました。

元プロサッカー選手を講師に迎え、世羅地域で活動する小学生サッカークラブへ参加を募り、約100人が参加しました。

景品は地域産品とすることで津久志地区をPRし、参加者は大変喜ばれました。

今後、芝生広場の新たな需要が生まれ、津久志地区の更なる盛り上がりにつなげられるよう、事業を継続して開催する予定です（津久志地区振興会連絡協議会）。



「だんじり仁輪加」魅力発信！ 看板整備プロジェクト

【キーワード「だんじり」】

実施団体：中之町東町だんじり保存会

事業費：1,210,000円、補助金額：935,000円

【事業内容】

甲山本通りなど3か所に、だんじり仁輪加に関する歴史やイラストの看板を設置し、これまで保存会で実施していた活動や祭を紹介するツールを作りました。

看板イラストは地域住民に公募し、多くの方に関わっていただくきっかけとなりました。

今後、観光シーズンや廿日えびすの時期には、看板を見てだんじり仁輪加の歴史を感じていただき、観光客の皆様のだんじり仁輪加の魅力を発信していきます（中之町東町だんじり保存会）。



良質なワインを楽しむ野外音楽フェスティバルを開催したーい！プロジェクト

【キーワード「音楽フェス」】

実施団体：一般社団法人二〇一四

事業費：6,906,442円、補助金額：5,000,000円

【事業内容】

令和5年10月22日（日）にせら夢公園において、プロミュージシャン等によるコンサートや、県内外人気飲食店等をお招きし、音楽とワインを楽しむ野外音楽フェスティバルを開催しました。

町内外から約1,500人に来場いただき、出店者や出演者のSNSなどにより、幅広く世羅町の魅力を発信しました。

今後は、更に世羅に合った特徴あるイベントの実施を目指します（一般社団法人二〇一四）。



「元気な地域づくり応援事業」では、多くの個人や企業からふるさと納税をいただき事業を実施することができました。ご協力いただきありがとうございます。

【「企業版ふるさと納税」によりご支援いただいた企業（※公表可能企業名のみ掲載）】

- 株式会社H P P
- 株式会社大宝組
- 丸善製薬株式会社
- 株式会社ロイヤルコーポレーション

令和6年度も継続実施しますので、地域活性化のため、是非事業の活用をご検討ください。

【お問合せ先】 企画課 地域支援係 ☎0847-22-3206

令和6年度 移動町長室開催

概要

町長が直接伺い、語り合う場として「移動町長室」を開催します。

「町長と話してみたい」「町長と意見交換がしたい」「こんなアイデアはどうだろう」という団体、サロン、グループ、仲間等の皆様が対象です。

募集团体等

町長と懇談を希望する、町内で活動する団体、サロン、グループ、仲間等でお申込みください。

*参加者はおおむね5人以上としてください。

開催期間等

開催期間：5月から7月末まで。

開催時間：10時から19時までの間に開始し、1時間程度でお願いします。

開催場所

会場は、開催希望団体等で確保してください。

配付資料

希望により、令和6年度当初予算の概要等の資料を配布し説明します。

申込み方法

開催希望団体等は、申込書に必要事項を記入の上、開催希望日の1か月前までに企画課に提出してください。町長の日程調整を行い、順次開催します。

*日程及び希望内容の聞き取り等の詳細の調整は、開催希望団体等を担当する課で行います。

*日程調整の結果、ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

その他

感染症等の流行状況によっては、開催を延期・中止とさせていただく場合があります。また、本事業は建設的な意見交換の場として行うものであり、苦情・陳情の場ではないことにご留意ください。

お問合せ先

企画課 地域支援係

☎0847-22-3206

1年間の学びの集大成！ 学びピア～百花繚乱～

2月14日、せら文化センターにおいて学習成果発表会『学びピア』を開催しました。「百花繚乱」をテーマに、生徒が一年間学んできた成果をそれぞれ発表しました。オープニングではダンス同好会、陸上競技部、吹奏楽部が会場を盛り上げ、盛大な幕開けとなりました。午前中は学科、学年を超えてそれぞれの発表をお互いに聞き、とても良い刺激になりました。1、2年生は、堂々とした発表をしている3年生を見て、目指すべき姿が想像できたのではないのでしょうか。お招きした近隣の中学生から「数人が目立つのではなく、全員が役割を持ってそれを果たしているところがすごいと思った。」「色々な専門学科の発表を聞くことができ選択肢が広がった。」等嬉しい感想が寄せられました。



令和5年度卒業証書授与式

3月2日、令和5年度卒業証書授与式を挙行政し、114人の生徒が世羅高校を卒業しました。新型コロナウイルス感染症の影響で、思うような学校生活を送ることができていなかった卒業生でしたが、今年度は多くの行事復活に尽力を注ぎ、まさに学校の目標である「高志挑戦 感謝貢献」の1年間となりました。校長式辞では「皆さんは、これからの社会で必要とされる力を世羅高校で学びました。学んだ事を活かし、自分を含めた社会全体の幸福を目指してください。」と、はなむけの言葉を送りました。

3年間を共に過ごした卒業生は、これからそれぞれの夢に向かって別々の道を歩んでいきます。全員が健やかで活躍してくれることを、祈念してやみません。



じんこうひざかんせつ ち かんじゅつ
人工膝関節置換術

～術後の痛みを減らし、
早期に歩行するための当院の取組～

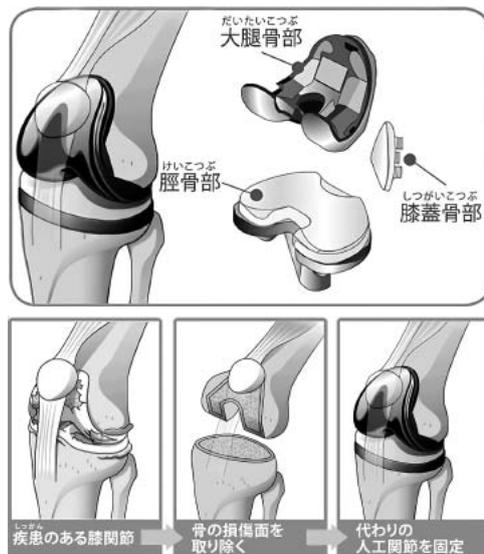
整形外科 大川新吾

我が国において膝痛を有する変形性膝関節症患者は約1,000万人、レントゲンで変形を認めるのみの潜在的患者を含めると約3,000万人と言われていています。変形性膝関節症の治療は薬物、注射、装具、リハビリ、手術があります。今回は人工膝関節置換術について述べたいと思います。

変形性膝関節症は膝関節の軟骨や半月板がすり減って、骨も変形して、日本人では主にO脚になります（X脚変形もあります）。O脚になるとさらに内側に負担がかかり、さらに内側が変形していきます。内服薬・注射・装具・リハビリでよくならない場合に人工膝関節置換術が次の治療の選択肢の一つとなります。人工関節置換術はすり減ったり、変形したりした骨・軟骨を削り取り、金属の関節をかぶせて固定します。虫歯をけずって銀歯をかぶせるイメージです。

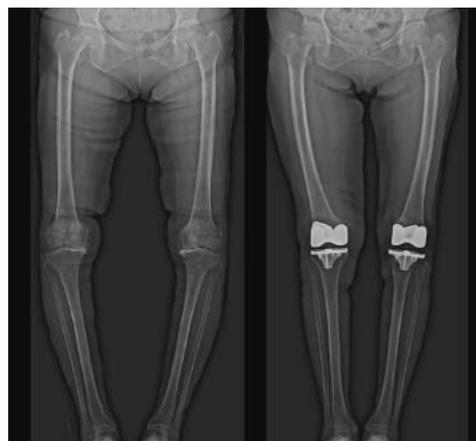
傷んだ骨軟骨をほぼ完全に削り取ってしまうので、骨軟骨による疼痛は大抵大幅に改善します。また、O脚・X脚も劇的に改善し、アライメントを真っすぐにすることが可能です。

以前は手術が終わり、麻酔が切れると強い痛みを伴う方も多かったのですが、最近では、まず術前の鎮痛薬内服や、神経ブロック、術中にも局所に痛み止めの注射を行い、術後にも痛みを感じる前から定期的に痛み止めの点滴を行うといった多方面から鎮痛を行う“マルチモーダルペインコントロール”という方法が用いられようになりました。当院では私が赴任した2021年から導入しております。この方法により約7割の方が手術翌日から、約9割の方が翌々日までには歩行が可能となっております。早期の歩行開始は合併症予防にも奏功します。たとえば深部静脈血栓症（主に脚の血管に血液の塊が詰まること）の発生率が有意に減少したことを報告しています。

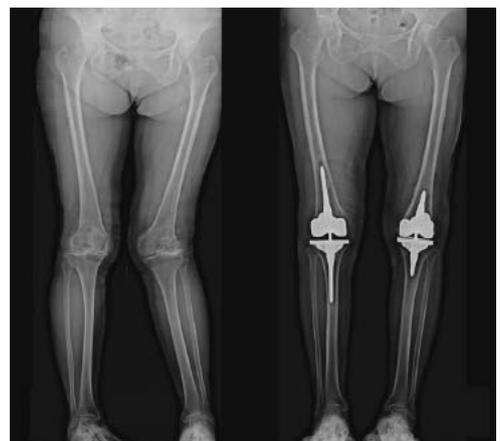


このように当院では人工膝関節置換術後にできるだけ痛みを少なくし、早期に歩行することによって合併症も少なくするという取組を行っています。

O脚変形のレントゲン写真
術前 術後



X脚変形のレントゲン写真
術前 術後



人工膝関節置換術についてももう少し話を聞いてみたいという方は、通院中のクリニックあるいは当院の担当医にご相談いただくか、直接整形外科外来にご相談いただきたいと思います。

『スポハラ(スポーツ・ハラスメント)』とは？

「スポハラ (スポーツ・ハラスメント)」とは、スポーツの現場において、「暴力」「暴言」「ハラスメント」「差別」など、“安心・安全にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

「暴力」

肉体的、精神的に傷つけるような不当な力を他者の身体に対して及ぼすことです。

(例) 練習に集中していない選手に対し、竹刀で頭やお尻を叩いた。

「暴言」

他人を傷つけるような言葉や乱暴な言葉のことです。

(例) ボールをキャッチミスした選手に対し、「駄目だろ」「なんでそんなものも取れないんだよ」等と大声で怒鳴った。

「パワー・ハラスメント」

立場の優位性を利用して、指導の範囲を超えて行う嫌がらせのことです。

(例) 試合中の声が小さかったことを理由に、練習に参加させなかった。

「セクシャル・ハラスメント」

性的な行為や言葉によって、相手に不快感を与えることです。

(例) スポーツマッサージと称して、選手の身体に不必要に触った。

「差別的指導」

年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの特徴を理由に、相手の扱いに差をつけたり、相手をあざ笑ったり・侮辱する、さらには集団から排除する、あるいは関わりを否定する言動などが差別的指導にあたります。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こりえます。スポーツにおける暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を排除し、だれもが安全・安心にスポーツを楽しめる社会の実現にみんなで取り組みましょう。



地域人権講座を開催しています。

世羅町では、住民自治組織(大組織)と連携して地域人権講座を開催しています。地区ごとに学習方法や対象者、テーマを選んでいただき、DVD視聴やグループ討議等で意見や気づき等を出し合って、人権について学びます。人権は、違いを認め合い、お互いを思いやり、大切に思うことが基本です。安心して地域で暮らせるよう、みなさんで学び合いましょう。お近くの会場で開催される時は、ぜひ誘い合ってご参加ください。また、サロンやグループでの学習についてもお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 社会教育課 ☎0847-22-4411

「高齢者の人権侵害」



近所に高齢者の親子がお住まいです。親御さんは100歳を迎えられようとしていますが、最近体調を崩され、生活の介助が必要になりました。時々、様子をお聞きするのですが、日常生活を送るのがお互い大変になり、心配したり、イライラしたりすることが増えたそうです。近所での出来事に接し、改めて、高齢者の生活の在り方について考えさせられています。高齢化が進展する中で、「古い」を理由に高齢者を虐待したり、疎外したりする事案が増えています。誰でも、年齢を重ねれば「古い」を迎え、生活の介助が必要になったり、健康な生活を送ることができにくくなったりします。こうした「古い」を理由に、高齢者の人権を侵害することは許されず、平成18年には高齢者虐待防止法が施行され、立法的な防止体制も整っています。

高齢者の人権侵害の多くは、高齢者への虐待です。大きく分けると5つタイプがあります。

① 身体的虐待

殴る、蹴る、部屋に閉じ込める、リハビリの強要、無理矢理食事を口に入れる、ベッドに縛りつけて身体を拘束する など。

② 養護の放棄

長期にわたり入浴させない、十分な水や食事を与えない、清潔な衣服を与えない、部屋を清掃しない、本人が必要とする介護サービスを受けさせない など。

③ 心理的虐待

怒鳴る、ののしる、子どものように扱う、意図的に無視する、排泄の失敗などを他人の前で話題にして恥をかかせる など。

④ 性的虐待

本人の同意がないのにキス、性器への接触、性交渉を強要する など。

⑤ 経済的虐待

年金や現金の無断使用、資産（家や土地など。）の無断売却 など。

高齢者への虐待をなくすために、市町村・地域包括支援センターや法務局等で、相談窓口や電話等で相談・通報を受付けていますが、私たち一人一人にもできることがあります。高齢者虐待をある特定の家庭の問題として捉えるのではなく、地域社会共有の問題として考えていきましょう。高齢者への虐待は、見えにくく、事態が複雑です。虐待は高齢者の人権を守る上であってはならないこととして、虐待のサインを見逃さないように生活していきましょう。



～令和5年度小学生人権標語応募作品～

その言葉 言われていやなら 言わないで

広島法務局尾道支局・尾道人権擁護委員協議会

常設人権相談所

【相談時間】 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く月～金）

【相談場所】 広島法務局尾道支局（尾道市古浜町27番13号）

【電話番号】 ☎0848-23-2883

次回の 人権相談日

日 時 5月31日（金）

9時～12時

会 場 せら文化センター

お問合せ 町民課 町民係

☎0848-22-5302

April is a big month in Japan. Many people **move on** to new things.

Students graduate and **move on** to new schools. It's the start of the school year.

Did you know? In Israel, school year starts in September. Adults **move on** too. Some people start new jobs. Others get better jobs at their workplace.

April brings fresh starts like cherry blossoms blooming. One season ends as people **move on** to new chapters.

April provides a chance for renewal.

I wish everyone a smooth transition as they **move on** to new opportunities this April!

4月は日本にとって大事な月です。多くの人が新しいことに**移**ります。子どもたちは卒業し、新しい学校に**進学**します。新学期の始まりです。

ご存じでしたか？イスラエルでは、学校の新学期は9月に始まります。大人も同じように**進みます**。新しい仕事を始める人がいたり、同じ職場でより良い仕事に就く人もいたりします。

4月は、桜が咲くように新たなスタートへと導きます。ひとつの季節が終わり、人々は新たな章へと**進みます**。

同時に、4月は再出発のチャンスでもあります。

皆さんがこの4月に、新しいチャンスに向けてスムーズに**移行**できますように！

今月のポイント

This month's grammar point! ["Move on" / 進む、移行する]

・ After playing with blocks, the child **moved on** to puzzles.

ブロックで遊んだ後、子どもはパズル遊びに**移**った。

・ The company decided it was time to **move on** from paper files and start using computer files.

企業は、紙のファイルからコンピュータファイルに**移行する**時期が来たと判断した。

Let's try using this English!



先般、障がい者の暮らしについて懇談した際、一冊の本をいただいた。自費出版された信時瑞恵さんの「いつだってチャレンジ！」と題し自らの努力を綴られた心のこもった記録集である。生まれてすぐに脳性麻痺に罹り不自由を余儀なくされ、施設で過ごしながら自分でできることは何にでも挑戦し、足の指を駆使してワープロを操作したり、手芸や詩集・俳句を

いつだってチャレンジ！
今年の春分の日には思いもよらない大雪にみまわれ、車のタイヤをスタッドレスから交換されていた方は困られたと思う。その日はせら文化センターで地域包括ケア講演会、103歳石井哲代おばあちゃんの長生きの秘訣を聞く日でもあった。大変な気象条件の中、多くの来場者に石井さんもびっくりされていた。笑顔でしっかりと話しぶりで、辛いことがあっても前向きに生きていきましようと思わせていただき、感動した。帰りの車では窓を開け、見えなくなるまで手を振り続けられる姿が更に心に響いた。

ホトニ歳町長室



信時さんの詩集にあった Remember: (大切な友たちへ)の一節を紹介したい。
忘れないよ あなたの声を
忘れないよ あなたの笑顔
きつとずっと憶えているよ
あなたのこと想うだけで
私の心は温かくなる
ありがとう 私の大切な友達

多く創ったりされている。本の中では、仕事を持つ喜びを語られ、家族や友人、施設の方々と共に自分の成長のため励ましあって努力された日々が読む人に伝わってくる。「障害も個性の一つよ」同じ社会の一員として、自由に当たり前の生活を歩んでいきたい。「今の社会にもある、支える家族の苦勞を理解し、町のあるべき姿を問われていると感じる一言である。これまで小学校やせら文化センターで何度か講演もされており、聞かれた方もおられると思うが、「私は今までのいろんなことに挑戦してきました。私にとっては毎日が新しい挑戦です。できるできないと言うのではなく、まずやってみる事だと思えます。これからも私の挑戦は続きます。」身に染みる言葉は前述の石井さんの思いとも通じると感じた。

大田庄歴史館展示品紹介——シリーズ③

いまこうやさんとう おかしゅつどこがわら 今高野山塔の岡出土古瓦・多宝塔(模型)・五輪塔

原所在地 世羅町大字甲山(今高野山塔の岡)
鎌倉時代末〜南北朝時代

今回は、塔の岡の多宝塔について説明する時に欠かせない三つ目四つ目の文化財について紹介します。

右の写真は、多宝塔跡付近から出土している古瓦です。いずれも塔の岡から採取されました。

多宝塔とは、僧空海が高野山に建立計画した塔の形で、平面は方形、上重は円筒形のもので、上下の連続部分が饅頭形となっています。近隣市町では、尾道市にある元徳元年(一三二九)浄土寺多宝塔(国宝)があります。中の写真の多宝塔模型は、この塔をモデルにしています。

今高野山安楽院の僧 常操により、江戸時代の宝暦三年(一七五三)に書かれた「今高野山記」には、「塔岡 古有三級大塔 今但存基趾而已 又有願主石牌 年古失字(以下解説文の読み)『塔ノ岡 古は三級ノ大塔有リ 今ハ但基趾ヲ存スのみ 又願主ノ石牌有リ 年古ビテ字ヲ失ウ』とあり、かつては塔があったことを伝えていきます(建物の礎石を残しているだけで、石の牌にも年月により字が失われています)。

願主とは、元亨三年(一二三三)に塔の岡に多宝塔を建立した仏子了信(良信)で、東上原の久代谷に居館を構えていた久代氏を指すものと考えられています。

左の写真は、石造五輪塔(町重文)で、高さ2.33m。火輪の一端を欠損しているほかは完存で、郡内一の大きさを誇っています。梵字や銘文は見られませんが、形式からみて鎌倉時代末期の造立と推定されています。また、奈良県西大寺の叡尊の塔を模して造立された大型の五輪塔です。一説には、前述の「願主石牌」がこれに当たるのではないかと比定されています。

※大田庄歴史館企画展示会「今高野山の歴史展Ⅱ」多宝塔造立七〇〇年・元本尊木造大日如来坐像が語る今高野山の歴史―で、展示資料として3月23日(土)〜5月13日(月)まで期間限定で展示をしています。



石造五輪塔
(石牌か?)



多宝塔想像模型



出土古瓦

地域おこし協力隊通信

地域おこし協力隊 渡辺です。

この4月で着任して1年経ちました。初年度は「まずは自分が楽しむ!」を目標として過ごしました。今回は、そんな私が世羅町でどんな楽しみ方をしたのかをご紹介しますと思います。

春 今高野山龍華寺で火渡り、アスパラ収穫体験会(川尻)、コウノトリの観察会、茶摘み、地域の運動会へ参加(津久志)、川でヌートリアを見る、モルック体験、ヒョウモンモドキ撮影

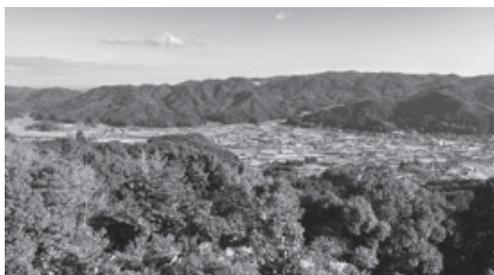
夏 地域の祭りへ参加(大見・伊尾・小国)、そば打ち体験、廿日えびす&花火、水辺教室(伊尾)、地元の祭りへ参加(盆踊り初体験)、移住希望者との野菜収穫体験、梨狩り、竹林整備体験、今高野山登山
秋 そば収穫体験、ダルマガエル撮影、しめ飾り作り(重永)
冬 餅つき(津久志)、コウノトリ巣塔完成イベント、せら香遊ランド(入浴)、駅伝応援

通年 花観光農園でせら坊と写真撮影、新山登山、世羅町内のダム巡り(京

丸ダム、八田原ダム、山田川ダム、三川ダム、目谷ダム)

皆さんのなかではおなじみの場所や恒例行事となっているものも多いかと思いますが。世羅町初心者としては、どの場所の体験も初めてのことが多く、私なりにすごく楽しむことができました。

新山に上ったときは、いつも役場から見えていた三角屋根と赤い何かの謎が解けました。まさかあんなに大きな看板があったとは!人が少なく、町が一望できる展望台と、据付けの双眼鏡が設置されていました。静かにゆっくり町を眺めるには穴場スポットです。皆さんは世羅町でお気に入りの場所がありますか?是非皆さんのお気に入りやおススメの場所を教えてください。



令和6年春の全国交通安全運動の実施について

- **運動期間**
令和6年4月6日(土)から15日(月)までの10日間
- **スローガン**
「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」
- **運動重点**
 - ・子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
 - ・自転車、電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- **交通事故死ゼロを目指す日**
4月10日(水)



- 横断歩道に接近するときは、横断歩道に歩行者がいなかったことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しましょう。
- 横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げないようにしましょう。
- 夜間に散歩などで外出する際には、LEDライトや反射材用品を活用し、ドライバーに自身の存在を早く見つけてもらえるよう自己防衛に努めましょう。



世羅警察署 だより



せら坊◎世羅町

YouTubeで検索
広島県警

乗車用ヘルメットの着用!!!



- 自転車事故で亡くなる方の多くが頭部に致命傷を負っています。
- 被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ヘルメットは努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど、正しく着用しましょう。



春の連休中における山岳遭難防止

広島県では、令和5年中34件(45人)の山岳遭難が発生しており、そのうち22件(約65%)が登山中に道を迷い、自力下山できなくなるなどしています。春山登山をされる方は、次の点に留意してください。

- 無理のない登山計画をたてましょう。
- 登山届(登山計画書)を作成し、登山する山を管轄する警察署や広島県警察本部地域課に郵送又はFAX送信等で提出することで、万が一の際に捜索活動をスムーズに行うことができます。
- 広島県警は、登山届が作成可能な登山アプリを運用している山岳安全対策ネットワーク協議会(登山届受理システム「コンパス」)・株式会社ヤママップと協定を結んでいます。
- 装備品・服装・食料等を整えましょう。
- 現地の気象や山の状況をしっかり把握しましょう。
- 複数人で登山しましょう。
- 広島県警安全安心アプリ「オトモポリス」がおすすめで、現在地送信機能により、登録した家族や友人などに電波の届く場所で現在地を送信し、登山時の安否の連絡などに活用することができます。

SMSの料金未納請求に注意!!!



スマホであなたに「オトモ」する
広島県警察安全安心アプリ

オトモポリスなら県警公式SNSがすべて1つに!
さらに防犯機能も充実!!

音楽隊動画もアプリから!

オトモポリス

App Store からダウンロード

Google Play からダウンロード

今すぐ!!ダウンロード!!



県警ホームページ「県警からのお知らせを随時掲載中」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>

県警メールマガジン二次元コード
身を守る情報をタイムリーに配信中



【お問合せ先】世羅警察署 ☎0847-22-0110

犬の登録・狂犬病予防注射(集合注射)の実施について

犬の登録・狂犬病予防注射(集合注射)を次の日程で実施します。是非ご利用ください。

月/日	地区	場所	時間(予定)	
5/15 (水)	世羅西地区	山中福田	山福田自治センター	9時30分～9時45分
		長田	篠村集会所	9時55分～10時00分
			長田生活改善センター	10時05分～10時10分
			イマタニ前交差点付近	10時20分～10時30分
		下津田	中陰地集会所	10時35分～10時40分
			津名自治センター	10時45分～10時55分
			上津田	大池集会所
		黒川	ママショップおくがわ横	11時20分～11時35分
			小国	吉實正信様宅前
見田集会所	12時00分～12時05分			
		せらにし支所前	12時15分～12時30分	
5/16 (木)	甲山地区	宇津戸	箱消防屯所	9時20分～9時25分
			宇津戸自治センター	9時30分～9時50分
			清竹産業車庫付近	9時55分～10時05分
		川尻	奴田橋付近	10時15分～10時25分
			陰地中組集会所	10時30分～10時35分
		東上原	中央自治センター	10時40分～10時50分
		伊尾	伊尾中組集会所	11時00分～11時10分
		小谷	小谷集会所	11時20分～11時25分
		伊尾	伊尾自治センター	11時35分～11時45分
		青近	すずらん荘	12時00分～12時05分
			別迫	青近口付近
		播磨消防屯所		12時25分～12時35分
		東自治センター		12時45分～12時55分
		赤屋	赤屋会館	13時10分～13時15分
西上原	白梅会館北側消防屯所	13時25分～13時30分		
5/17 (金)	世羅地区	西神崎	西神崎消防屯所	9時25分～9時30分
		本郷	本郷消防屯所	9時35分～9時45分
		寺町	池田停留所	9時55分～10時00分
		安田	上安田集会所	10時10分～10時15分
		戸張	空口生活改善センター	10時25分～10時30分
			旧セラ通運横	10時40分～10時45分
		安田	大見自治センター	10時55分～11時00分
		徳市	徳市会館	11時10分～11時15分
		黒淵	黒淵会館	11時25分～11時30分
		京丸	せら香遊ランド グラウンド付近駐車場	11時40分～11時45分
			京丸会館	11時55分～12時15分
		重永	重永前会館	12時25分～12時30分
			重永後会館	12時40分～12時45分
			JA尾道市西大田事務所	12時50分～13時00分
		青水	青水会館	13時10分～13時20分
津口	津口創作館	13時25分～13時30分		

集合注射における注意事項

◆接種できない犬

- ・飼い主が制御できない犬
- ・病気の治療中
- ・元気がない、食欲がない、熱や咳、下痢の症状がある
- ・発情中、妊娠中、授乳中
- ・重い栄養障害がある
- ・1か月以内に別のワクチンを接種した
- ・以前に予防接種や、他のワクチンで異常があった

接種に不安がある場合は来場せず、かかりつけの動物病院にご相談の上、動物病院での接種をお勧めします。

◆接種後について

- ・接種から3日間は安静にし、激しい運動は控えてください。
- ・異常がある場合は、すみやかにかかりつけの動物病院を受診してください。
- ・接種後、1週間は他のワクチン接種を受けないでください。

◆集合注射について

- ・1頭につき注射料金3,100円、同時に登録される場合は別途3,000円かかります。
- ・登録済犬の飼い主の方には町から案内ハガキを送付しますので、必要事項を記入し、当日必ずご持参ください。
- ・当日はおつりのいらないようご準備ください。
- ・状況に応じて時間が前後することがあります。
- ・お近くの会場以外でも接種ができます。

世羅町指定の動物病院でも登録・注射を受けることができます

セラ動物病院(大字西上原461番地1)

☎0847-22-1313

かじや動物病院(三原市久井町羽倉1331番地)

☎0847-32-7430

松岡動物病院(三原市明神3丁目22番6)

☎0848-62-5854

せらのば動物病院(大字寺町1149番地1)

☎050-2020-9474

※世羅町指定以外の動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、

狂犬病予防注射済票との引換えが必要です。注射を受けた動物病院から交付された『狂犬病予防注射済証』を町民課環境整備係又はせらにし支所へ持参し『世羅町狂犬病予防注射済票』の交付を受けてください。

なお、1頭につき550円の交付手数料が必要となります。

※町へ登録している犬が死亡した場合は届出が必要です。

町民課環境整備係又はせらにし支所まで鑑札、狂犬病予防注射済票を持参してください。

【お問合せ先】

町民課 環境整備係

☎0847-22-4513

古紙等資源集団回収奨励金について

ごみの減量化と限りある資源のリサイクルを促進するため、古紙等資源の回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。

交付対象者

町内会、自治会、PTA、子ども会、女性会、老人クラブ等の町内に住所を有する者で組織され、営利を目的としない団体で年間2回以上の回収を行う団体

交付対象品目

- 町内の家庭から出される
- ・古紙類（新聞紙、雑誌類、段ボール）
 - ・金属類（飲料用スチール缶、飲料用アルミ缶）※鉄くず等は対象になりません。

奨励金の額

次の①と②の合計額（10円未満切捨て）

①回収を実施した月について1回を限度として1,000円

②回収した古紙類の重量1キログラムにつき5円、回収した金属類の重量1キログラムにつき10円

集団回収団体届出書の提出

回収を実施される前に団体届出書の提出が必要です（継続して集団回収活動に取り組まれる団体も、届出の提出が必要です。）。

奨励金の交付申請

「古紙等資源集団回収事業奨励金交付申請書」に資源回収業者が発行した計量書等の原本を添えて、上半期（4月から9月に実施）分を10月末日まで、下半期（10月から3月に実施）分を3月末日までに申請してください。

奨励金の交付

奨励金交付申請書の提出後、確認審査の上、申請書に指定された口座に振り込みます。

申請書の提出先

町民課 環境整備係又はせらにし支所

資源物保管庫設置費補助金について

古紙等資源の回収活動を行う団体へ、回収した資源物を一時的に保管する保管庫を設置する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

交付対象者

古紙等資源集団回収団体届出書を提出し、年間2回以上の回収を行っている団体

補助金の額

購入設置に係る費用の総額 10万円（千円未満切捨て）

補助金交付の流れ（申請される前に事前相談が必要です。）

申請書提出 → ㊟審査・交付決定 → 購入設置・実績報告書提出
→ ㊟現地確認・確定通知 → 補助金振り込み依頼 → ㊟振り込み手続

申請書の提出先

町民課 環境整備係

【お問合せ先】 町民課 環境整備係 ☎0847-22-4513

家庭用生ごみ処理機等購入費補助金について

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化の促進を図るため、生ごみ処理機等を購入し設置された経費の一部を予算の範囲内で補助します。

申請受付期間

4月22日（月）～令和7年2月28日（金）

※補助金（予算）には限りがあり、予算額に達した時点で受付を終了します。

対象者（次の要件を全て満たすこと。）

- ・町内に住所を有し、かつ居住している方
- ・町内に生ごみ処理機等を設置し、適正に管理できる方
- ・町税等に滞納がない方

対象機器（町内店舗で令和6年4月1日以降に購入したものに限り。）

電動式生ごみ処理機

電源を必要とする家庭用生ごみ処理機及び家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化又は減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動処理機（生ごみを単に破碎処理し、水路又は下水道管に排出するもの（ディスポージャー等）は除く。）

生ごみ堆肥化容器

電源を必要としないコンポスト容器で、微生物等の活動を利用することにより、家庭から排出される生ごみを分解し、減量化又は堆肥化するもの。

補助金の額

電動式生ごみ処理機 1世帯1基まで

補助対象経費の2分の1以内（上限2万円。100円未満切捨て）

生ごみ堆肥化容器 1世帯2基まで

補助対象経費の2分の1以内（上限3千円。100円未満切捨て）

※購入費用が2千円未満の機器、機器の消耗品、機器付属品の購入費や修理費、修繕費は対象となりません。

補助金交付の流れ（購入・設置後に申請してください。）

機器の購入・設置 → 交付申請兼振込依頼書提出 → 審査・交付決定・振込手続

※交付申請には、生ごみ処理機等を購入したことを証明する書類（機器の名称、購入費用、購入者の氏名、購入日、購入店名が記載されたもの。）の写し、生ごみ処理機等の設置写真、町税等納税証明書（申請前3か月以内に発行されたもの。）の添付が必要です。

申請書の提出先

町民課 環境整備係（申請用紙は町民課環境整備係窓口でお配りしているほかホームページからもダウンロードできます。）

【お問合せ先】 町民課 環境整備係 ☎0847-22-4513



世羅町
ホームページ

～ごみ出しサポート収集事業について～

要介護や要支援の認定を受けられている方や、障害者手帳等をお持ちの方で、自らごみステーションまでごみを出すことが難しく、別居の家族や近所の方にごみ出しの協力が得られない世帯を対象に、自宅の玄関先等へ出された家庭ごみを戸別に収集しています。

詳しくは、お問合せ先又はご利用のサービス事業所等へご相談ください。

【対象世帯】 要支援1以上・要介護1以上・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者だけで構成された世帯

その他、特別な事情によりごみ出しが困難な方は、ご相談ください。

【収集回数】 毎週 1回（祝日、年末年始の収集はありません。）

【利用料】 無料

※収集する曜日、開始日等は面談を実施した上で別途ご案内します。

【お問合せ先】 町民課 環境整備係 ☎0847-22-4513

世羅町合併20周年記念イベント等事業の募集について

世羅町は、旧3町（旧甲山町、旧世羅町、旧世羅西町）が合併して、令和6年10月1日に20年を迎えます。世羅町合併20周年を記念して、町民の皆さん自らが企画・運営するイベント等の事業を募集します。

補助対象団体

5人以上の構成員を有し、代表者及び主たる構成員が世羅町民で、町内で活動している団体

補助対象となるイベント等の事業（いずれも該当すること。）

- (1) 世羅町合併20周年を記念し実施する事業
- (2) 既存事業の場合は、新たな創意工夫を取入れた事業
- (3) 町内外の者が広く参加することができる事業
- (4) 補助対象団体が自主的に企画及び運営をする事業
- (5) 令和7年3月31日までに完了する事業



補助対象となる経費

補助対象となるイベント等の事業に要した経費（食糧費等除く。）

補助金の額

20万円を上限に補助

応募期間

7月31日（水）まで。

※詳しくは、世羅町ホームページをご覧ください。



世羅町
ホームページ

【応募・お問合せ先】 企画課 企画係 ☎0847-22-3206

再生可能エネルギー設備設置費補助金について

地球温暖化対策を目的とした再生可能エネルギーの利用を促進するため、自ら居住する住宅又は、町内に補助対象設備付き建売住宅を購入される場合に経費の一部を補助します。

申請受付期間

4月22日(月)～令和7年2月28日(金)

※新規設置される方は、工事着工の10日前までに、建売住宅を購入される方は、売買契約後、購入代金を支払う前までに、「再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書」に必要な書類を添えて提出してください。

※補助金（予算）には限りがあり、予算額に達した時点で受付を終了します。予算額に達しない場合でも、申請受付期間がありますのでご了承ください。

申請受付場所

町民課環境整備係又はせらにし支所で受付します。なお、申請用紙はホームページからダウンロードできます。

補助金の対象者（次の要件を全て満たすこと。）

- ・自らが居住する住宅に対象設備を新規設置される方又は、町内に補助対象設備付き建売住宅を購入される方
- ・町税を完納している方

補助金額

<木質バイオマス燃焼機器>

補助対象経費の3分の1以内（上限10万円）

<太陽熱利用装置>

補助対象経費の3分の1以内（上限5万円）

<定置用リチウムイオン蓄電システム>

1kwh当たり1万円（上限10万円）

<電気自動車充電設備>

補助対象経費の10分の1以内（上限10万円）

その他

- ・補助金の交付決定後に設置工事を開始してください。事前着工されている場合は、補助金交付決定を取消すことがあります。
- ・未使用品又は新品を対象としており、住宅用の設備に限ります。
- ・工事施工業者は、町内に事業所がある業者に限ります。町内に事業所がない業者が施工される場合は、補助金を交付できません。

【お問合せ先】

町民課 環境整備係

☎0847-22-4513



世羅町
ホームページ

世羅町住宅リフォーム補助事業について

町民が安全・安心で快適な生活を営むことができるよう居住環境の質の向上、及び住宅投資の波及効果による町内経済の活性化を図ることを目的として、住宅の増改築に要する費用の一部を補助する制度です。

補助事業の概要（全ての項目に該当）

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・世羅町内に存する住宅・戸建て住宅、併用住宅※延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。・居住の実態があること。・国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・自ら居住している住宅の所有者※町外からの移住予定者を含む。・町税の滞納がない者
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none">・建築基準法に違反しないリフォームであること。・リフォームに要する費用が30万円以上であること。・町内建築関連業者が施工するものであること。・令和7年2月末日までに、<u>リフォームが完了すること。</u>
補助額	<ul style="list-style-type: none">・リフォームに要する費用の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てた額）とする。・一般世帯が行うリフォームについては30万円を限度とし、3世代同居リフォームについては50万円を限度とする。

○申請期間

- ・4月22日（月）～10月31日（木）
- ※申請金額が予算上限に達し次第終了します。
- ※リフォーム費用が当初申請額から増額した場合、増額分は補助金の対象となりません。

○申請方法

- ・世羅町住宅リフォーム補助金交付申請書に、①住民票 ②工事見積書の写し ③図面 ④工事着手前の写真 ⑤納税証明書 ⑥施工業者が町内建築関連業者であることを証明する書類を添付し提出してください。内容を審査し、世羅町住宅リフォーム補助金交付決定通知書を送付します。
- ・申請書類は世羅町ホームページからダウンロードできます。

○その他

- ・施工業者との契約及び、リフォーム工事の着手は、補助金の交付決定後に行ってください。

【申請・お問合せ先】

建設課 管理係

☎0847-22-5309

町道草刈り作業交付金事業

町道の草刈りを地域ぐるみで実施される団体に、次の支援を行っています。

項目	支援内容
保険加入	万が一の事故等に備え、世羅町町民活動保険に加入します（傷害・賠償責任保険）。
交付金交付	活動内容に応じて交付金を交付します。

* 交付金を受けるには、事前に活動団体の認定を受ける必要があります。

活動団体の認定条件（次の要件の全てを満たす団体）

- 町道の一定区間（500m以上）の草刈り作業を行うこと。
- 3人以上で構成されている団体であること。（地域・企業などのグループ）
- 町から他の委託料や補助金などの支援を受けていないこと。

活動認定団体になるには

- 町へ町道草刈り作業認定団体申込書を提出します。
- 認定後、活動団体と町で活動に関する契約を結びます。

交付金額

- 年1回草刈り作業を実施した場合は、延長100m当たり1,500円を交付します。
- 年2回以上の草刈り作業を実施した場合は、延長100m当たり2,500円を交付します。

※交付限度額はありません。

申請の流れ（活動団体認定後）

- 申請 ⇒ 作業計画の認定 ⇒ 作業（5月～12月）（作業前・後の写真）⇒ 実績報告（写真添付）⇒ 完了確認 ⇒ 請求 ⇒ 交付金支払
- ・実施作業1か月前までに申請してください。事後の申請は対象になりません。（計画書・構成員名簿・実施箇所図）
- ※令和5年度に草刈り作業交付金の申請があった団体には、事前に町から申請書類を送付します。草刈り作業認定団体の内容（代表者、草刈延長等）に変更がある場合は、変更届出もあわせて提出してください。

【お問合せ先】

建設課 管理係

☎0847-22-5309

森林環境税（国税）が導入されます。

森林環境税とは・・・

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から課税されます。

税額・課税方法

年額1,000円を個人住民税（均等割）とあわせて賦課徴収します。

税目		令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）		—	1,000円
町民税・県民税均等割	町民税	3,500円	3,000円
	県民税	2,000円	1,500円
合計		5,500円	5,500円

なお、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から個人住民税の均等割に年額1,000円（町500円、県500円）が加算されていましたが、令和5年度で終了します。そのため負担額は変わりません。

令和6年度個人住民税（町県民税）に適用される定額減税について

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和6年度の個人住民税で定額減税が実施されることになりました。

減税額について

納税者本人の住民税の特別控除額は、次の合計額になります。なお、その合計額が住民税所得割額を超える場合は、住民税所得割額を限度額とします。

1. 納税者本人・・・年税額1万円
2. 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）・・・1人当たり年税額1万円

減税の適用条件

納税者本人の令和6年度個人住民税合計所得金額が1,805万円以下

定額減税後の住民税の支払い方法

- (1) 給与からの特別徴収の方
定額減税後の税額を令和6年7月から翌年5月までの11分割で給与から特別徴収します。
- (2) 普通徴収（納付書や口座振替等）の方
第1期分の税額から特別控除に相当する金額を控除し、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除します。
- (3) 公的年金からの特別徴収の方
令和6年10月分の年金特別徴収税額から控除し、10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の年金特別徴収税額から順次控除します。

注意事項

- ・個人住民税が非課税の方や均等割のみ課税の方は、対象となりません。
- ・ふるさと納税にかかる特例控除額の限度額や計算する際に用いる所得割額は定額減税前の額となります。

【お問合せ先】 税務課 賦課係 ☎0847-22-5300

ご利用ください 「飲用水施設整備補助金」 (「ボーリング補助金」)

水道がない地域で、生活用水を確保するため新しくボーリング等を行う場合に、その経費の一部を補助します。

申込み

申請書類一式は、上下水道課でお受取ください。補助金に限りがありますので、お早目にお申込みください。先着順で受付を行います。

対象者となる条件

次の条件を全て満たす方

- ①町内に住所を有する方(世羅町に転入することを誓約される方を含みます。)
- ②日常生活に必要な飲用水を確保しようとする方
- ③町税及び町公共料金を完納している方
- ④上下水道事業の計画区域以外の区域

※計画区域内でも、1年以内に給水が開始されない区域は、給水が開始されたときに必ず上水道に加入されることを条件として、対象とします。

- ⑤居住用の住宅に飲用水を供給するもの(別荘等の一時的な利用のための住宅、事務所・店舗等の事業用専用建物、賃貸住宅を除く。)

※交付決定前に着工された場合は補助の対象になりません。

対象経費

ボーリング又は掘井戸の費用のほか、揚水ポンプ、水質及び水量検査の費用

ただし、飲用水検査に合格(注1)し、一定の水量(注2)の確保が必要です。

注1 一般細菌が検出された場合に、煮沸して利用する場合はこの限りではありません。

注2 25リットル×利用される人数の日量確保が必要です。

対象設備等

貯水設備、滅菌器等水質基準に適合しない含有物を除去する装置、水源調査の経費、補助対象施設間の配管

補助金額

補助対象経費と補助金額(補助率1/2)の上限額は次の表のとおりです。

利用する戸数	補助対象経費	補助金額
1戸	150万円	75万円
2戸	200万円	100万円
3戸	250万円	125万円
4戸	300万円	150万円
5戸	350万円	175万円
6戸	400万円	200万円
7戸	450万円	225万円
8戸以上	500万円	250万円

受付期限 12月20日(金)まで。

【申込み・お問合せ先】

上下水道課

☎0847-22-11189

ご利用ください 「浄化槽設置整備補助金」

川や海の水質汚濁の原因のほとんどが、私たちの家庭から流れ出る台所や風呂、洗濯等の排水です。

きれいな川や海のためにも、生活排水とトイレの汚水をあわせて処理する「浄化槽」の設置整備を推進しています。

申込み

申請書類一式は、上下水道課でお受取ください。補助金に限りがありますので、お早目にお申込みください。先着順で受付を行います。

対象となる条件

- ①居住用の住宅(店舗等を併設する住宅では居住部分)に浄化槽を設置すること。
- ②公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域以外の区域
- ③令和6年11月29日までに補助金の交付申請をすること。
- ④令和7年3月10日までに浄化槽の設置を完了し、実績報告書を提出すること。

※交付決定前に着工された場合は補助の対象になりません。

補助金額

浄化槽区分	居住用面積(延べ床面積)	補助金額	
		新築等	改築(注1)
5人槽	130㎡以下	222,000円	450,000円
7人槽	130㎡を超えるもの	276,000円	600,000円
10人槽	2世帯住宅など	366,000円	800,000円

注1 くみ取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えすることをいいます。

単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、改築の該当額に15万円を加えた額が補助金額となります。

※一定の条件を満たした場合には、浄化槽を小型化することも可能ですので、ご相談ください。

【申込み・お問合せ先】

上下水道課

☎0847-22-11189

世羅町商工会は世羅町で唯一の総合経済団体で、町内約600の事業所が加入しています。様々な業種・規模の事業所で構成され、地域内のネットワークが非常に充実しているのが特徴です。

商工業者の経営をサポートする『公的支援機関』でもあり、会員であるかは問わず、町内の事業所の経営改善に向けた事業計画の策定や、資金調達の支援や税務・労務等経営に関する総合的なサポートを行っています。

また、これから創業を志す方や、事業を誰かに引継ぎたい方への支援も関係団体と連携して実施しております。お気軽にご相談ください。



【お問合せ先】 世羅町商工会 ☎0847-22-0529 mail sera@hint.or.jp

世羅町商工会
ホームページ

令和6年度 農作業標準料金

世羅町農業委員会では、農作業の受託・委託をされる場合の農作業標準料金を次のとおり定めましたので、参考にしてください。

作業内容		単位	金額（税別）
耕起		10a	8,000円
代かき		10a	12,000円
耕起から代かきまで		10a	20,000円
田植え		10a	施肥機なし 6,000円 側条施肥機植え 7,000円（除草剤散布機付）
刈取り脱穀収穫作業		10a	22,000円
あぜ塗り		1m	50円
一般農作業		時間	1,000円（日額8,000円）
草刈り作業		時間	1,400円（機械・燃料込） 1,150円（機械・燃料なし）
農薬散布	粉剤・粒剤	10a	1,500円（薬剤代は別）
	乳剤・水和剤	10a	2,500円（薬剤代は別）
	ドローンによる散布 （粒剤・液剤）	10a	2,300円～2,800円 （薬剤代は別・オペレーター含む）
肥料・土壌改良資材散布		10a	各種 1,500円 （肥料・改良資材は別）
堆肥散布		2t/10a	4,000円（堆肥は別）

- ・標準料金は参考としていただくために定めたものです。
- ・田の条件等（未整備田・湿田倒伏等）により2割増まで、また、受託・委託の際はよく話しあって料金を決めてください。
- ・機械作業では、原則として機械・燃料・オペレーターについては受託者が負担し、それ以外は委託者が負担することを前提としています。
- ・機械作業以外の作業や委託作業に付随する作業（たとえば田植の際の苗の運搬等）については、事前に双方でよく話合ってください。
- ・草刈り作業は受託者が機械と燃料を負担した場合と委託者が負担する場合で表示しています。
- ・農薬散布について、ヘリコプター等を使用される際は、受託者と別途協議の上、料金を設定してください。

【お問合せ先】 農業委員会事務局 ☎0847-22-5301

令和6年度自衛官等採用案内

募集種目		資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生		18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	随時	受付時にお知らせします。
一般曹候補生		18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	5月7日(火)まで。	1次：5月18日(土) 2次：6月15日(土)～17日(月) ※いずれか1日を指定されます。
幹部候補生 (第2回) (飛行要員を 含まない。)	一般	大卒程度 22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒、 修士課程修了者等は28歳未満の者 (いずれも見込みを含む。))	6月13日(木)まで。	1次：6月22日(土) 2次：7月30日(火)～8月5日(月) ※いずれか1日を指定されます。
		院卒者 20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込みを含む。)		
	歯科・ 薬剤科 専門の大卒(見込みを含む。) 20歳以上30歳未満の者 (薬剤科は20歳以上28歳未満の者)			

※詳しくは、自衛隊広島地方協力本部ホームページをご覧ください。三次地域事務所へお問合せください。

【申込み・お問合せ先】 自衛隊広島地方協力本部 三次地域事務所 ☎ 0824-62-0350

●危険物取扱者試験（令和6年度・前期）

試験日	受験の種類	開催地	受付期間（電子・書面）
6月16日（日）	甲種・乙種全類・丙種	広島市	5月7日(火)～5月14日(火)
6月23日（日）	甲種・乙種全類・丙種	福山市	5月15日(水)～5月22日(水)
	乙種全類・丙種	三次市	5月15日(水)～5月22日(水)
7月7日（日）	乙種全類・丙種	呉市・三原市	5月23日(木)～5月30日(木)

●危険物取扱者試験準備講習（令和6年度・前期）

講習日	講習の種類	開催地	受付期間
5月16日（木）	乙種第4類	三原市	3月中旬から配布（満員になり次第終了）

●危険物取扱者保安講習（令和6年度・前期）

講習日	講習の種類	開催地	受付期間
7月24日（水）	その他	三原市	5月7日(火)～5月20日(月)
7月25日（木）	給油取扱所・その他	三原市	5月7日(火)～5月20日(月)

危険物取扱者保安講習手数料：5,300円

受験願書及び受講申込書の配布先

世羅消防署・世羅西出張所 インターネットからも出願できます。

願書の提出先・お問合せ先

(一財) 消防試験研究センター広島県支部
〒730-0013 広島市中区八丁堀14-4 JEI広島八丁堀ビル9階
☎ 082-223-7474 (平日9時～17時)



一般財団法人消防試験研究センター
ホームページ

【お問合せ先】 世羅消防署 ☎ 0847-22-3737
世羅西出張所 ☎ 0847-37-2717

「小さな親切」運動 活動報告

2/5

世羅小学校プロジェクト活動は、6年生が総合的な学習の時間にアイデアを出し合い行っている自治的な活動で、朝のあいさつ運動や、学校又はその他の周辺の地域を児童が自主的に清掃活動を行っています。

また、校内、地域で困っている人など、そのような状況を見つけたら、学校で「自分達に何かできることはないか。」と協議を行い、活動計画を立てて実行しています。児童自ら考え、地域活動に積極的に取り組むこのような活動に、感謝の気持ちを込めて実行章を贈りました。

【受章者】世羅小学校プロジェクト活動 世羅小学校第6学年
【推薦者】世羅小学校 校長 小川 美樹



左から 小川 校長、友末 叶人さん、内海 修翔さん、伊達 明里さん、黒田 紗希さん



地域での清掃活動の様子



アイデアを出し合い会議をしている様子

2/20

「令和5年度世羅町防災講座・世羅町被災者生活サポートボラネット研修会」を開催

「令和5年度世羅町防災講座・世羅町被災者生活サポートボラネット研修会」をせら文化センターで開催しました。

研修会では、株式会社サイエンスクラフトの元谷 豊さんを講師に迎え「災害から命を守る行動を地域と共に考える～個別避難計画^{*}について～」をテーマに町内自主防災組織、世羅町防災士会、世羅町被災者生活サポートボラネットの関係者等を対象にご講演いただきました。

この研修会は、町民全体の防災意識高揚と地域防災活動の活性化を目的に、世羅町と世羅町社会福祉協議会が共同で開催しています。

※避難行動要支援者（災害時に自力避難が困難な方）の避難を支援者等（地域の方々等）がスムーズに支援するため、要支援者の方の状況や避難先、避難の支援方法などを記載した個別の計画



2/28

イオンアグリ創造株式会社との連携協定締結について

世羅町はイオンアグリ創造株式会社がイオン直営農場「イオン広島世羅農場」を本格稼働されることを契機に、同社と「農と食に関する包括連携協定」を締結しました。

協定に基づき、所得向上による持続可能な農業の実現、地域農業を支える次世代農業者の育成、地産地消に資する特産品の開発、観光・産業振興に関する情報発信などに連携して取り組んでまいります。



3/10

自衛隊入隊予定者激励会

自衛隊入隊予定者激励会が大田自治センターにおいて開催されました。今春、自衛隊に入隊される予定の古満 権晴さんに、町長から激励の言葉がかけられました。

これからの活躍が期待されます。



左二人目から古満さん、宮地自衛隊広島地方協力本部長

3/21

全国町村監査委員協議会感謝状伝達

山口 敦允さん（黒川）は、平成20年1月から令和5年12月まで世羅町代表監査委員を4期16年間務められました。その間、令和2年7月からは広島県町等監査委員協議会会長へ就任、令和5年1月からは全国町村監査委員協議会理事へ就任されております。

これらの貢献について、全国町村監査委員協議会から感謝状が贈呈され、奥田町長並びに米重議長から伝達されました。



農業集落排水事業は公営企業会計に移行しました。

小国地区の農業集落排水事業は、令和6年4月1日よりこれまでの官公庁会計（特別会計）から地方公営企業法を適用した公営企業会計（公共下水道事業会計）へ移行しました。

公営企業会計に移行することにより、経営・資産状況を的確に把握した運営を行うことで、より一層の経営改革・健全化を推進します。

【お問合せ先】 上下水道課 ☎0847-22-1189

町道の通行止め情報を世羅町ホームページから確認できるようになりました。



『ひろしま道路ナビ（外部リンク）』に繋が
り、県内の通行規制情報などもマップで確認
することが可能です。



【お問合せ先】 建設課 管理係 ☎0847-22-5309

年金相談所の開設

日時 5月16日(木) 10時~15時30分(完全予約制)

場所 世羅町役場 2階会議室

相談内容 年金受給に関すること等、年金制度一般(社会保険労務士が担当します。)

申込み等 三原年金事務所へ直接お申込みください。また、お問合せの際に、年金手帳又は年金証書をお手元に準備しておくことをお勧めします。

【お問合せ先】

日本年金機構 三原年金事務所 ☎0848-63-4111 ※音声案内 番号1⇨2

町民課 町民係 ☎0847-22-5302

せらにし支所 生活課 ☎0847-37-2111

※今年度も昨年度同様、奇数月及び6月・2月の第3木曜日に開設されます。

(ただし3月のみ第3木曜日が祝日のため第4木曜日の開設となります。)

有料広告



☎0847-22-4513
町民課 環境整備係

【お問合せ先】

お願いします。

皆様のご理解とご協力をお

は休みです。

町内全域、家庭ごみの収集

4月29日(祝日)の
家庭ごみ収集について

有料広告

無料登記相談会の開設

開設日：第2水曜日

5月8日、6月12日、7月10日、
8月14日、9月11日、10月9日、
11月13日、12月11日、1月8日、
2月12日、3月12日

場所：世羅町役場2階会議室

時間：9時～11時30分

内容：地図等の見方、登記申請書の
書き方、相続、会社の役員変更登
記等、登記に関することなら何で
もお気軽に相談ください。

地元の専門家のご協力で開設しま
す（予約不要）。

【お問合せ先】 総務課 総務係

☎0847-221-1111

「相続・遺言無料相談会」 の開催

広島司法書士会では、相続・遺言
に関するお悩みを抱えた方のご相談
に無料で応じる「相続・遺言無料相
談会」を次のとおり実施します。

日時：5月12日（日） 10時～16時
6月2日（日） 〃
7月7日（日） 〃
8月4日（日） 〃
9月1日（日） 〃

【面談相談】 要予約

場所：広島司法書士会総合相談セ
ンター（広島市中区上八丁堀6
1-69）

面談予約：☎082-2221-5

345

【電話相談】

☎082-5111-7196

【相談内容】

相続・遺言手続全般

【お問合せ先】 広島司法書士会

☎082-2221-5345

企業版ふるさと納税報告

世羅町へ企業版ふるさと納税とし
て寄附をいただきました企業を報告
します。

・株式会社ヒューモア

（山口県山口市）

・株式会社きせきれい

（愛知県岡崎市）

・株式会社大宝組

（尾道市）

・非公表 1社

企業版ふるさと納税とは、町外に
本社がある企業が、寄附を通じて地
方創生の取組を応援するものです。

この度の寄附を本町の地方創生事
業に大切に活用させていただきます。
ありがとうございます。

有料広告



図書館だより



休館日 甲山図書館 (☎0847-22-4515) : 水曜日
 世羅図書館 (☎0847-22-1022) : 木曜日
 せらにし図書館 (☎0847-37-2511) : 火曜日

図書館のお知らせ

世羅町図書館司書による
 「ワクワクはるのおはなし会」

日時：5月11日(土)

①11時～11時40分 ②14時～14時40分

場所：せら文化センター 和室

参加費：無料

事前申し込み：不要

「吉田路子 切り絵作品展」

日時：5月9日(木)～6月11日(火)

8時30分～17時(平日)

10時～16時(日・祝日)

※土曜日は、休館です。

場所：町民ギャラリー(せらここ)

タウンセンター内)

入場料：無料



吉田路子 切り絵作品

図書館のお知らせ

「寄贈いただきました」

「アオリティピッチング」黒田博樹／著 ほか多数

「神様と私は異質で次元の違いを学ぶ」 町民の方より

「その『宗教』は本物か」 泉 龍雄様より

「家族でテキ屋をやっていました」 ほか6冊 駒沢 千恵子様より

「Danjo」 有光 秀佳様より

檀上 宗謙様より

ありがとうございました。

「新しい雑誌が入ります」

世羅図書館では4月から新しい雑誌が入ります。

「うかたま」季刊

「Grande ひろしま」季刊

「月刊 旅の手帖」月刊

ぜひご利用ください。

新着図書

この他にも、たくさんの新しい本が入っています。

甲山図書館

【一般書】

- 「シャーロック・ホームズの凱旋」森見 登美彦／著
- 「成瀬は信じた道をいく」宮島 未奈／著
- 「レーエング」多崎 礼／著
- 「88歳現役医師のときめいて生きる力」 帯津 良一／著
- 「子育ての不安が消える魔法のことば」村上 里和／著
- 「小学生でもわかる世界史」ぴよぴよ速報／著
- 「保護犬・保護猫と家族になるときに読む本」 保護犬・保護猫のお迎えサポート／著
- 「七十二候を楽しむ野草図鑑」大海 淳／著

【児童書】

- 「おすしがあるひたびにでた」田中 達也／作
- 「まるごとうちゅうカレー」チョーヒカル／作・絵
- 「ねえねえ、きょうのおはなしは…」 大塚 勇三／再話・訳
- 「世界」 junaida／作
- 「にゃははな毎日」廣嶋 玲子／著
- 「テーマパークのおぼけずかん」齊藤 洋／作
- 「あさがおずかん」仁田坂 英二／監修
- 「あしの多い虫図鑑」小野 展嗣／著

世羅図書館

【一般書】

- 「ブラック・ショーマンと覚醒する女たち」東野 圭吾／著
- 「まぼろしを織る」ほしお さなえ／著
- 「冬に子供が生まれる」佐藤 正午／著
- 「ホットプレートと震度四」井上 荒野／著
- 「ゆるりより道ひとり旅」おづ まりこ／著
- 「大人女子のためのデンタルケア事典」 歯の寿命をのばす会／著
- 「奔流 コロナ「専門家」はなぜ消されたのか」 広野 真嗣／著
- 「お隣のテクニックで作るダーニンググローブ」野口 光／著

【児童書】

- 「答えは旅の中にある」小手鞠 るい／著
- 「ズーミング！旅客機」チャーリィ 古庄／著
- 「10歳からの「おいしい」科学」齋藤 勝裕／著
- 「くらべた・しらべた野山のいるいるうんこ図鑑」 盛口 満／著
- 「海辺の村のパン屋」ポーラ・ホワイト／作
- 「きこえないこえ」内田 麟太郎／作
- 「5ふんだけちょうだい」ジル・マーフィ／作・絵
- 「おにのパンや」塚本 やすし／作

せらにし図書館

【一般書】

- 「気にしない生き方」ひろゆき／著
- 「95歳、最強ばあちゃんの「ありのまま」暮らし」ちよ／著
- 「図解でよくわかる菌ちゃん農法」吉田 俊道／著
- 「家で楽しむ大相撲」ホビー・ジャパン相撲部／著
- 「お家、見せてもらっていいですか？」佐久間 薫／著
- 「秘密の花園」朝井 まかて／著
- 「夜露がたり」砂原 浩太郎／著
- 「きらん風月」永井 紗耶子／著

【児童書】

- 「放課後ミステリクラブ1 金魚の泳ぐプール事件」 知念 実希人／作
- 「絵で見て楽しい！はじめての相撲」西尾 克洋／著
- 「おにのパンや」塚本 やすし／作
- 「はなまるうんこことまっとうんこ」 ショーン・ハリス／さく
- 「トンネルの森1945 ※[YA] 角野 栄子／著
- 「ちいさいえのりすいっか」はせがわ さとみ／ぶん
- 「世宗大王をさがせ」キム ジン／ぶん
- 「こつこつがんばるわたしのめんえき」 清益 功浩／監修

貸出の多かった本

「52ヘルツのクジラたち」	町田	そのこ／著	7回
「あなたが誰かを殺した」	東野	圭吾／著	5回
「成瀬は天下を取りにいく」	宮島	未奈／著	5回
「ブラック・ショーマンと覚醒する女たち」	東野	圭吾／著	5回

予約の多かった本

「ブラック・ショーマンと覚醒する女たち」	東野	圭吾／著	16回
「黄色い家」	川上	未映子／著	6回
「用心棒稼業」	佐伯	泰英／著	5回
「1日10分のときめき」	石田	衣良／著	4回



2月届出分

健やかな成長を
お祈りします。



*「広報せら」では発行月の前々月に届出のあった出生について、承諾された方のみ「すこやかに」の欄へ掲載しています。



人口と世帯

3月末現在 () は前月比
人口 14,739人 (- 42)
男 7,017人 (- 40)
女 7,722人 (- 2)
世帯 6,797世帯 (32)
※住民基本台帳を基にしています。

今月の納付は

国民健康保険税……………随時分
介護保険料……………随時分
後期高齢者医療保険料……………随時分

納期限 4月30日(火)

納税は口座振替で

口座振替を利用される方は残高の確認をお願いします。
【お問合せ先】 税務課 収納係 ☎0847-22-5300

後期高齢者医療保険料について
【お問合せ先】 健康保険課 保険係 ☎0847-25-0134

5月 休日当番医のお知らせ

3日(金) 公立くい診療所 ☎0847-32-6111
4日(土) 公立世羅中央病院 ☎0847-22-1127
5日(日) 公立世羅中央病院 ☎0847-22-1127
6日(月) 瀬尾医院 ☎0847-22-1148
12日(日) もだ内科クリニック ☎0847-32-5560
19日(日) 藤原眼科 ☎0847-22-0077
26日(日) 正覚クリニック ☎0847-25-2251
※都合により、変更になる場合があります。受診する前に医療機関へお問合せください。

救急医療(24時間体制) ※事前に症状等を電話して受診してください。
公立世羅中央病院(2次救急指定病院) ☎0847-22-1127

夜間の子ども救急電話相談 (19時~翌朝8時)

プッシュ回線・携帯電話	局番なしの#8000
それ以外の電話回線	082-555-8870

※詳細は広島県ホームページをご覧ください。

※本誌については24時間表記で統一しています。



町内の交通死亡事故発生状況

○3月末現在の交通事故発生状況

区分	町内の全交通事故数			町内の高齢者の交通事故数		
	令和6年度	令和5年度	減増	令和6年度	令和5年度	減増
人傷事故	3	4	-1	2	1	1
死者	0	0	0	0	0	0
傷者	4	4	0	0	0	0
物損事故	76	100	-24	35	44	-9



3月の世羅消防署出動状況



●火災出動

	建物	林野	車両	他	計
世羅消防署	1	0	0	8	9
世羅町	1	0	0	0	1

●火災の場合は次のことを伝えてください。

- ①火災場所 (地区名・目印・道順など。)
- ②火災状況 (建物火災・林野火災など。)
- ③通報者の名前・電話番号

●救急出動

	交通	負傷	急病	他	計
世羅消防署	2	18	46	9	75
世羅町	2	17	45	8	72

●救急の場合は次のことを伝えてください。

- ①救急場所 (地区名・目印・道順など。)
- ②病気・けがの状況
- ③通報者の名前・電話番号

救急相談センター

病院? 救急車? 迷ったら

#7119
24時間365日対応

つながらない場合や、広島県外から携帯電話でかける場合は ☎082-246-2000



Happy Birthday
はじめてのおたんじょうび
4月で満1歳になるお子さんです。

※「広報せら」では発行月に満1歳になるお子さんについて、承諾された方のみ「Happy Birthday」の欄へ掲載しています。



ウワミズザクラ
犬のしっぽのような、
ブラシのような総状花序を咲かせます。
晴れた日には花が強く香ります。
(撮影：2023年4月)



シハイスミレ
葉の裏が赤紫色を帯びるため、紫背葎しはいすみれといえます。
「らんまん」の牧野富太郎博士が命名したスミレです。
(撮影：2023年4月)



世羅町の魅力を
発信していきます

Vol.61

広報 **せら** 2024. 4

発行日 2024年4月15日
発行と編集 世羅町 企画課
〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1
☎0847-22-1111(代)
FAX0847-22-2768
メールアドレス
kikaku@town.sera.hiroshima.jp



(この広報は再生紙・大豆油インクを使っています。)



LINE



ホームページ

◆あともがき
年度の始まりで色々なことが忙しく、毎日があっという間に過ぎていってしまいますが、皆様お変わりありませんか。
私が広報を担当して3年が経ち、私の担当号は今回が最後となりました。このあとがきを書いているのは3月末ですが、少し寂しいと思う反面、心機一転がんばろうと思つ気持ちでいっぱいです。これまでご愛読いただき、本当にありがとうございます。そして引き続き、広報せらをよろしく願います！

越智